

資 料

【第2章第1関係】

資料1	東京都と水防本部長との協定……………	資－ 1
資料2	山梨県との協定……………	資－ 4
資料3	静岡県との協定……………	資－ 10

【第5章第2関係】

資料4	神奈川県三保ダム操作規則……………	資－ 12
その2	三保ダム放流警報要領……………	資－ 21
資料5	城山ダム操作規則……………	資－ 52
その2	城山ダム放流要領〔※抜粋〕……………	資－ 58
資料6	宮ヶ瀬ダム操作規則……………	資－ 86
その2	宮ヶ瀬ダム操作細則〔※抜粋〕……………	資－ 92
資料7	東京都水道局小河内ダム操作規程〔※抜粋〕……………	資－ 96
資料8	神奈川県相模ダム操作規程……………	資－ 100
資料9	神奈川県道志ダム操作規程……………	資－ 109
資料10	神奈川県玄倉ダム操作規程……………	資－ 117
資料11	神奈川県熊木ダム操作規程……………	資－ 125

【第5章第3関係】

資料12	寒川取水施設管理規程……………	資－ 133
資料13	二ヶ領用水水門操作協約……………	資－ 137
資料14	飯泉取水施設管理規程……………	資－ 139
資料15	相模取水施設管理規程……………	資－ 145
資料16	東京都水道局羽村取水堰操作規程〔※抜粋〕……………	資－ 153
資料17	神奈川県 <small>の</small> 海岸法に関する陸閘等の操作規則……………	資－ 155
その2	小田原市 <small>の</small> 海岸法に関する陸閘等の操作規程……………	資－ 164

【第7章第2関係】

資料18	防災行政通信網構成機関及び回線系統図……………	資－ 169
資料19	防災行政通信網移動局一覧（各水防支部）……………	資－ 170

【第7章第4関係】

資料20	災害時における放送要請に関する協定（NHK、ラジオ日本、テレビ神奈川、横浜FM）…	資－ 171
------	---	--------

【第8章第2関係】

資料21	水害に関する注意報・警報の種類及び発表基準……………	資－ 175
------	----------------------------	--------

【第14章第1関係】

資料22	水防準備配備規程＜水防本部用＞……………	資－ 184
------	----------------------	--------

【第16章第5関係】

資料23	自衛隊の災害派遣要請……………	資－ 186
	〔神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）〔※抜粋〕〕	

資料1（第2章第1関係）

協 定 書

神奈川県（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）は、水防活動に係る情報の交換等について、次のとおり協定を締結する。

（対象河川）

第1条 対象とする河川は、境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川とする。

（情報等の交換）

第2条 甲及び乙は、気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）第16条に規定する注意報又は警報（以下「注警報等」という。）が対象河川の流域に発表され、神奈川県又は東京都が水防態勢を敷いたときは、次項の情報を交換するものとする。

2 交換する情報は次のとおりとする。

- （1）水防警報及びはん濫警戒情報
- （2）その他水防活動に必要となる災害情報等

（所管する窓口）

第3条 本協定を所管する窓口は次のとおりとし、情報連絡の窓口は別表のとおりとする。

- （1）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課
- （2）東京都 東京都建設局河川部防災課

（情報伝達系統）

第4条 情報伝達の窓口、連絡先、連絡方法等の情報伝達系統については、県の各支部水防実施要領及び都の水防計画にて定める。

（疑義の協議）

第5条 この協議に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項は、必要に応じその都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

附 則

- 1 神奈川県と東京都の水防時の情報交換等に関する協定（昭和57年4月1日締結）、協定の一部変更（昭和61年4月1日締結）及び東京都と神奈川県の水防情報の協力に関する変更協定書（平成4年4月1日締結）は廃止する。
- 2 この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成22年5月28日

甲 神奈川県知事（水防本部長）
松 沢 成 文

乙 東京都建設局長（水防本部長）
村 尾 公 一

別 表

神奈川県と東京都が平成22年5月28日付で締結した水防活動に係る情報の交換等に関する協定について、第3条に規定する情報連絡等の窓口は次のとおりとする。

(1) 神奈川県

ア 水防本部

神奈川県県土整備局河川下水道部河川課

電話 045(210)6520(直通)

イ 鶴見川(岡上橋)、麻生川(新三輪橋)を所管する事務所

横浜川崎治水事務所川崎治水センター

電話 044-932-7211

ウ 境川(風戸橋、昭和橋、高橋、幸延寺橋)を所管する事務所

厚木土木事務所津久井治水センター

電話 042-784-1111(内)512

厚木土木事務所東部センター

電話 0467-79-2849(直通)

(2) 東京都

ア 水防本部

東京都建設局河川部防災課

電話 03(5320)5435

イ 境川(根岸橋、境橋)、鶴見川(下川戸橋)、恩田川(高瀬橋)、真光寺川(矢崎橋)を所管する事務所

東京都南多摩東部建設事務所

電話 042(720)8641

水防活動に係る情報の交換等に関する協定の一部を変更する協定

神奈川県知事（以下「甲」という。）と東京都建設局長（以下「乙」という。）との間で平成 22 年 5 月 28 日付けで締結した水防活動に係る情報の交換等に関する協定書（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

1 原協定第 3 条を次のとおり改める。

第 3 条 本協定を所管する窓口は次のとおりとし、情報連絡の窓口は別添のとおりする。

（1）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課

2 原協定別表を次のとおり改める。

神奈川県と東京都が平成 22 年 5 月 28 日付で締結した水防活動に係る情報の交換等に関わる協定について、第 3 条に規定する情報連絡等の窓口は次のとおりとする。

（1）神奈川県

ア 水防本部

神奈川県県土整備局河川下水道部河港課

3 この変更協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方が押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 31 日

甲 神奈川県知事（水防本部長）
黒 岩 祐 治

乙 東京都建設局長（水防本部長）
中 島 高 志

山梨県との協定 水防情報等に関する協定

山梨県知事山本栄彦（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）は、水防活動への利用に適合する情報の交換について次のとおり協定する。

（対象河川）

第1条 対象とする河川は、相模川水系相模川（桂川）、鶴川、道志川、秋山川及び金山川とする。

（情報等の交換）

第2条 甲及び乙は、気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）第16条に規定する注意報又は警報（以下「注意報等」という。）が神奈川県丹沢・津久井及び山梨県東部、富士五湖に発表され、山梨県又は神奈川県が配備体制を敷いたときは、第2条第2項の情報を交換するものとする。

2 交換する情報は、次のとおりとし、甲及び乙の別記に定める情報連絡の窓口から、水防計画書に定める様式により連絡を行う。

(1) 甲から連絡する事項

第1条に示した河川（金山川を除く。）の別記水位観測所における水位がはんらん注意水位に達したとき及びはんらん注意水位を下回ったとき、その状況。

(2) 乙から連絡する事項

ア 神奈川県相模ダム操作規程（平成14年神奈川県企業管理規程第13号）の定めるところにより洪水吐ゲートの操作をしたとき、その状況。

イ 新田水位観測所（上野原市新田地先桂川）の水位がはんらん注意水位に達したとき及びはんらん注意水位を下回ったとき、その状況。

(3) 相互に連絡する事項

第1条に示した河川において、大規模な土砂崩落等河川管理上及び水防上必要な災害情報。

(4) 前3号のほか、甲または乙が必要とする情報

(情報等の窓口)

第3条 情報の交換の窓口は、次のとおりとする。

(1) 山梨県

ア 山梨県富士・東部建設事務所

山梨県大月市花咲1608-3

電話 0554-22-7816

ファックス 0554-22-7818

イ 山梨県富士・東部建設事務所吉田支所

山梨県富士吉田市上吉田1-2-5

電話 0555-24-9044

ファックス 0555-24-9052

(2) 神奈川県

ア 神奈川県津久井土木事務所

神奈川県相模原市津久井町中野937-2

電話 042-784-1111

ファックス 042-784-7696

イ 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

神奈川県津久井郡城山町城山2-9-1

電話 042-782-2296

ファックス 042-782-9914

ウ 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所相模ダム管理所

神奈川県相模原市相模湖町与瀬239

電話 042-684-3521

ファックス 042-684-3526

※ 相模ダム管理所は、相模ダム操作規程に定める出水警戒体制設置後に情報窓口を設置するものとする。

(疑義の協議)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 水防情報等に関する協定書（昭和60年6月1日施行）は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年12月7日

甲 山梨県知事 山本 栄彦

乙 神奈川県知事 松沢 成文

別記 情報連絡の窓口

1 2条2項1号の甲から連絡する事項

河川名	水位観測所	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	強瀬	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	巖島橋	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	大山橋	富士・東部建設事務所 吉田支所	津久井土木事務所
秋山川	秋山	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所

2 2条2項2号の乙から連絡する事項

連絡窓口（乙）	連絡窓口（甲）
企業庁相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所	富士・東部建設事務所

3 2条2項3号の相互に連絡する事項

河川名	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
相模川 (桂川)	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	富士・東部建設事務所吉田支所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
秋山川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
金山川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所

水防情報等に関する協定の一部を変更する協定

山梨県知事山本栄彦（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）との間で平成18年12月7日付けで締結した「水防情報等に関する協定」（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定第2条第2項に規定する別記中「神奈川県津久井土木事務所」を「神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター」に改める。
- 2 原協定第3条第2号ア中「神奈川県津久井土木事務所」を「神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター」に改める。
- 3 この変更協定は、平成22年4月1日から施行する

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月31日

甲 山梨県知事 横内正明

乙 神奈川県知事 松沢成文

別記 情報連絡の窓口

1 2条2項1号の甲から連絡する事項

河川名	水位観測所	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	強瀬	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	巖島橋	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	大山橋	富士・東部建設事務所 吉田支所	厚木土木事務所津久井治水センター
秋山川	秋山	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター

2 2条2項2号の乙から連絡する事項

連絡窓口（乙）	連絡窓口（甲）
企業庁相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所	富士・東部建設事務所

3 2条2項3号の相互に連絡する事項

河川名	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
相模川 (桂川)	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	富士・東部建設事務所吉田 支所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
秋山川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
金山川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所

静岡県との協定 水防情報等に関する協定

静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）とは、水防活動の利用に適合する雨量及び水位情報、その他の情報の交換等について次のとおり協定する。

（対象河川）

第1条 対象とする河川は、静岡県と神奈川県に流域を持ち、両県を跨ぐ河川を対象とする。

（情報等の交換方法）

第2条 甲及び乙は、各々が設置した雨量計及び水位計による観測値、また、被害が両県に及ぶことが予想される災害情報等、河川管理上又は水防上必要な事項について相互に情報を交換するものとする。なお、詳細については、覚書を別途定めるものとする。

（所管する窓口）

第3条 本協定を所管する窓口は次のとおりとする。

- （1）静岡県 静岡県土木部河川砂防総室土木防災室
- （2）神奈川県 神奈川県県土整備部河川課

（疑義の協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年12月7日

甲 静岡県知事 石川嘉延

乙 神奈川県知事 松沢成文

水防情報等に関する協定の一部を変更する協定

静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）との間で平成18年12月7日付けで締結した「水防情報等に関する協定」（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定第3条を次のとおり改める。
第3条 本協定を所管する窓口は次のとおりとする。
（2）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課
- 2 この変更協定は、令和4年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 静岡県知事 川 勝 平 太

乙 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

昭和54年5月22日
告示第443号

〔沿革〕 昭和61年7月8日告示第590号改正
平成24年3月30日告示第184号改正
平成30年3月9日告示第126号改正
令和3年3月16日告示第91号改正

河川法（昭和39年法律第167号）第14条の規定に基づき、神奈川県三保ダム操作規則を次のように定める。

神奈川県三保ダム操作規則

目次

第1章	総則（第1条～第3条）
第2章	貯水池の水位（第4条～第9条）
第3章	貯水池の用途別利用（第10条～第12条）
第4章	洪水調節等（第13条～第20条）
第5章	貯留された流水の放流（第21条～第25条）
第6章	ゲートの操作（第26条～第30条）
第7章	点検整備等（第31条・第32条）
第8章	記録等（第33条～第35条）
第9章	委任（第36条）
附則	

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、三保ダムの操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第2条 三保ダムは、洪水調節、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）洪水 流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒800立方メートル以上である場合における当該流水をいう。
- （2）洪水期間 毎年6月15日から10月15日までの期間をいう。
- （3）非洪水期間 毎年10月16日から翌年6月14日までの期間をいう。

第2章 貯水池の水位

(水位の測定)

第4条 貯水池の水位の測定は、測水塔に取り付けられた水位計により行うものとする。

(常時満水位)

第5条 非洪水期間における貯水池の最高水位（以下「常時満水位」という。）は、標高321.5メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第6条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高316.8メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(確保水位)

第7条 水道用水の供給のために確保すべき水位（以下「確保水位」という。）は、洪水期間にあっては標高316.8メートル、非洪水期間にあっては標高321.5メートルとし、第15条又は第24条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

(最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高282.3メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第9条 予備放流水位の最低限度は、標高316.8メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第10条 洪水調節は、洪水期間にあっては標高316.8メートルから321.5メートルまでの容量最大1,000万立方メートルを利用して行い、非洪水期間にあっては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

(水道用水のための利用)

第11条 水道用水の供給は、洪水期間にあっては標高282.3メートルから316.8メートルまでの容量最大4,450万立方メートルを利用し、非洪水期間にあっては標高282.3メートルから321.5メートルまでの容量最大5,450万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節並びに水道用水の供給に支障を与えない範囲において行うものとし、洪水期間にあっては標高282.3メートルから316.8メートルまでの容量最大

4,450万立方メートルを利用し、非洪水期間にあつては標高282.3メートルから321.5メートルまでの容量最大5,450万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 神奈川県三保ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、横浜地方気象台から降雨に関する警報又は注意報が発せられたときその他洪水が予想されるときは、直ちに洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に定める措置をとらなければならない。

- (1) 神奈川県水防本部長、神奈川県西土木事務所長、神奈川県西土木事務所小田原土木センター所長、横浜地方気象台長、神奈川県内広域水道企業団飯泉取水管理事務所長、東京発電株式会社三島事業所長その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、流入総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- (3) 洪水調節の計画を立てるとともに、非洪水期間にあつては、予備放流水位を定めること。
- (4) ゲートの点検及び整備並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備並びに予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、非洪水期間において、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合で水位が前条第3号により定めた予備放流水位を超えているときは水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行うものとする。

(洪水調節)

第16条 所長は、流入量が次に定める状態になったときは当該各号に定める洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これらによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒800立方メートルに達した後、最大に達するまで毎秒 $\{(流入量-800) \times 0.346 + 800\}$ 立方メートルを限度として放流すること。
- (2) 流入量が最大に達した後、流入量が毎秒 $\{(最大流入量-800) \times 0.346 + 800\}$ 立方メートルに等しくなるまで毎秒 $\{(最大流入量-800) \times 0.346 + 800\}$ 立方メートルを限度として放流すること。
- (3) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、流入量が毎秒800立方メートルを下

らず、かつ、水位が制限水位に低下するまでの間に流入量が再び増加したときで、流入量が次条の規定による放流量と等しくなったときから毎秒{(当該等しくなった放流量-800)÷0.346+800}立方メートルに等しくなるときまで当該等しくなった時の放流量に等しい流水を放流すること。

- (4) 流入量が前号に規定する毎秒{(当該等しくなったときの放流量-800)÷0.346+800}立方メートルに等しくなって以後第1号から前号までの規定を準用して放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、洪水期間にあつては、前条の規定により洪水調節を行った後又は第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行わなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するように努めなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、標高316.8メートルから321.5メートルまでの容量最大1,000万立方メートルを利用して行うものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、次のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- (1) 水位が常時満水位を超えるとき。
- (2) 非洪水期間から洪水期間に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- (3) 洪水期間において、水位が制限水位を超えるとき。
- (4) 第15条の規定により予備放流を行うとき。
- (5) 第16条の規定により洪水調節を行うとき。
- (6) 第17条の規定により水位を制限水位に低下させるための放流を行うとき。
- (7) 第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- (8) 第24条の規定により水道用水等のための放流を行うとき。
- (9) 第31条の規定によりゲートの、点検又は整備を行うため特に放流を行う必要があるとき。

(10) その他特にやむを得ない理由により放流を行う必要があるとき。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、田ノ入発電所の取水量を確認のうえ放流を行うものとし、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量(田ノ入発電所取水量を含む。以下同じ。)が、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる量を超えないようにしなければならない。

- (1) 第21条第1号、第3号又は第7号の場合 流入量に相当する量
- (2) 第21条第2号、第4号、第9号又は第10号の場合 毎秒800立方メートル
- (3) 第21条第5号、第6号又は第8号の場合 それぞれ第16条、第17条又は第24条の規定による放流量

(水道用水のための放流)

第24条 所長は、水道用水の供給等のために、別表第1に示す地点において同表に示す流量を確保し、かつ、別表第2に示す地点において必要があるときは同表に示す流量を確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第25条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これにより生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第32条の規定に準じて関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第6章 ゲートの操作

(ゲートの操作の方法)

第26条 ダムから放流を行う場合においては、調節ゲートの操作により行い、これにより所要の放流ができないときは、洪水吐ゲートを操作して放流するものとする。

(洪水吐ゲートの操作)

第27条 洪水吐ゲートは、次に掲げる場合を除き閉そくしておかななければならない。

- (1) 第21条各号の規定によりダムから放流を行うとき。
- (2) 第31条の規定により洪水吐ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。

(調節ゲート、調節予備ゲート及び点検用ゲートの操作)

第28条 調節ゲート及び調節予備ゲートは、次に掲げる場合を除き、閉そくしておかななければならない。

- (1) 第21条各号の規定によりダムから放流を行うとき。
- (2) 第31条の規定により調節ゲート及び調節予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 点検用ゲートは、次に掲げる場合を除き全開しておかなければならない。

- (1) 第31条の規定により調節ゲート及び調節予備ゲートの、専検又は整備のため必要があるとき。
- (2) 放流トンネルの点検又は整備のため必要があるとき。
- (3) その他必要があるとき。

(表面取水ゲート及び底部取水ゲートの操作)

第29条 第24条に規定する水道用水等のための放流は、次に掲げる場合を除き表面取水ゲートによるものとする。

- (1) 貯水池の水位が標高306.5メートルを下まわるとき。
- (2) 第31条の規定により表面取水ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 底部取水ゲートは、次に掲げる場合を除き閉そくしておかなければならない。

- (1) 貯水池の水位が標高306.5メートルを下まわるとき。
- (2) 第31条の規定により底部取水ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (3) その他必要があるとき。

(底部ゲート及び底部予備ゲートの操作)

第30条 底部ゲート及び底部予備ゲートは、次に掲げる場合を除き閉そくしておかなければならない。

- (1) 第31条の規定により底部ゲート及び底部予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (2) 特に底部ゲートを操作して放流する必要があるとき。

第7章 点検整備等

(点検又は整備)

第31条 所長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検又は整備を行わなければならない。

- (1) ダム本体
- (2) ゲート
- (3) ゲートを操作するための必要な機械及び器具
- (4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
- (5) 監視のため必要な船舶
- (6) 警報のため必要な車両
- (7) 前各号の施設等の管理に必要な資材

2 所長は、ゲート及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第32条 所長は、別表第3に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

第8章 記録等

(ゲートの操作記録)

第33条 所長は、第15条及び第17条の規定により放流を行ったとき、第16条の規定により洪水調節を行ったとき並びに第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動
- (3) ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
- (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- (5) その他特記すべき事項

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第27条、第28条、第29条又は第30条の規定によりゲートを操作したときは、その状況を前項に準じて、記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第34条 所長は、第31条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第32条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第35条 所長は、別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第9章 委任

(実施細目)

第36条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第24条関係)

下流の確保流量

(単位: m³/s)

地点 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ダム直下流	0.50	0.50	0.50	0.50	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.50	0.50	0.50
平山	12.18	12.18	12.18	12.18	12.93	14.93	14.93	14.93	14.93	12.18	12.18	12.18

(注) 平山とは、東京電力リニューアブルパワー株式会社内山発電所取水口直上流をいう。

別表第2 (第24条関係)

下流の確保流量

(単位: m³/s)

地点 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
飯泉	18.24	18.24	18.24	19.29	19.29	21.38	22.43	22.43	22.43	20.34	19.29	19.29

(注) 飯泉とは、神奈川県内広域水道企業団飯泉取水堰^{せき}直上流をいう。

別表第3 (第32条関係)

調査又は測定事項

事項	項目	事項	項目
気象	天気	貯水池	水温
	気圧		水質
	気温		堆砂
	湿度	ダム	漏水量
	風向		漏水温度
	風速		漏水濁度
	降水量		加速度
	蒸発散		水平変位量及び垂直変位量
貯水池	水位	効果	洪水調節
	流入量		水道用水
	放流量		発電

三保ダム放流警報要領

（目的）

- 1 この要領は、三保ダム（以下「ダム」という。）からの放流に起因する流水の急激な変化によって生ずる危害の防止を図るために必要な警報等について定める。

（洪水警戒体制）

- 2 三保ダム操作細則に規定する、準備、第1、第2及び第3警戒体制の設置は次のとおりとする。
 - （1） 準備警戒体制
 - ア 横浜地方気象台から神奈川県西部に降雨に関する注意報が発せられたとき。
 - イ 台風が中心が東経130度から140度までの範囲において北緯30度に達したとき。
 - ウ 三保ダムの上流域において、連続総降雨量が50ミリメートルに達した後に、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予測される時。
 - エ 三保ダムの上流域において、時間降雨量が20ミリメートルを超えた後に、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予測される時。
 - オ その他洪水警戒体制に入ることが必要と認められる時。
 - （2） 第1警戒体制
 - ア 横浜地方気象台から神奈川県西部に降雨に関する警報が発せられたとき。
 - イ 三保ダムの上流域において、総降雨量が100ミリメートルに達し、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予想される時。
 - ウ 三保ダムの上流域において、1時間雨量が40ミリメートルを超えて、更に降雨が続いているとき。
 - エ 洪水吐ゲートから放流が予測される場合。
 - （3） 第2警戒体制
 - ア ダムからの放流量が毎秒80立方メートルを超えると予測される場合。
 - イ 三保ダムの上流域において、総降雨量が100ミリメートルを超えて更に今後引き続いて、50ミリメートル以上の降雨量が予想される時。
 - （4） 第3警戒体制
 - ア ダムからの放流量が、毎秒800立方メートルを超えると予測される場合。

（洪水警戒体制の解除）

- 3 ダムへの流入量が毎秒80立方メートル以下に減少し、気象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合において解除する。

(放流警報施設)

- 4 放流警報施設は、放流警報施設一覧表（別表第1）及び放流警報施設位置図（別図第1）のとおりとする。

(放流警報の方法)

- 5 放流量が毎秒25立方メートルを超える場合は、次に定めるところにより警報を行う。

(1) スピーカー及びサイレンによる警報

ア 警報区間

(ア) 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下のときは、ダムから川西橋までの区間とする。

(イ) 放流量が毎秒80立方メートルを超えるときは、ダムから西湘大橋までの区間とする。

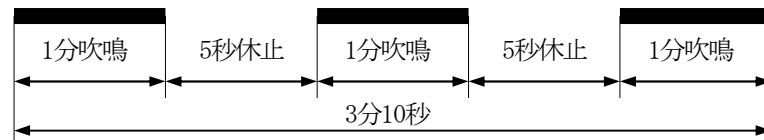
イ 警報時期

放流開始約30分前よりダムから順次下流に向けて行う。

ウ 警報内容

警報放送書（第1号様式A）によりスピーカーで放送を行った後、サイレンを吹鳴する。

サイレンの吹鳴方法は、次のとおりとする。



エ 放流期間中

(ア) 放流量の急激な増加が予想される場合は警報放送書（第1号様式A）、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に移行する場合は警報放送書（第1号様式B）によりスピーカーで放送を行い、必要に応じてサイレンを吹鳴する。

(イ) その他必要に応じて、警報放送書（第1号様式A、B又は第2号様式）によりスピーカーで放送を行う。

(2) 電光表示及び赤色回転灯による警報

ア 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下の放流期間中は、ダムから川西橋までの区間を点灯する。

イ 放流量が毎秒80立方メートルを超える放流期間中は、ダムから西湘大橋までの区間を点灯する。

(3) 警報車による警報

ア 警報区間

(ア) 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下のときは、ダムから川西橋までの区間とする。

(イ) 放流量が毎秒80立方メートルを超え毎秒150立方メートル以下のときは、新大口橋までの区間とする。

(ウ) 放流量が毎秒150立方メートルを超えるときは、西湘大橋までの区間とする。

イ 警報時期

(ア) 放流開始約30分前から行う。

(イ) その他必要に応じて行う。

ウ 警報経路

警報車警報経路図（別図第2）に示す経路に従って行う。

エ 警報内容

警報車放送書（第3号様式）による。

(警報掲示板)

6 警報掲示板は第7号様式による。

(通報連絡)

7 関係機関への通報連絡は、次に定めるところにより行う。

(1) 準備警戒体制

ア 通報連絡機関

県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）、企業局利水電気部利水課。

イ 通報時期

準備警戒体制を設置したとき及び解除したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式A）による。

(2) 第1、第2、第3警戒体制及び放流等

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関（9か所）

イ 通報時期

(ア) 第1、第2、第3警戒体制を設置したとき及び解除したとき。

- (イ) ダムから毎秒25立方メートルを超える放流を開始するときは、約1時間前。
- (ウ) ダムから毎秒25立方メートルを超える放流をしたとき及び放流量が毎秒25立方メートル以下になったとき。(放流終了という。)
- (エ) その他放流に関する通知が必要なとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書(第4号様式A)による。

(3) 予備放流

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関(9か所)

イ 通報時期

- (ア) 予備放流が見込まれるとき。
- (イ) 予備放流を開始したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書(第4号様式A)及び連絡文(第5号様式)による。

(4) 事前放流

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関(9か所)

イ 通報時期

- (ア) 事前放流が見込まれるとき。
- (イ) 事前放流を開始したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書(第4号様式A)及び連絡文(第6号様式)による。

(5) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関(9か所)

イ 通報時期

- (ア) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に移行するおそれがあると判断されたとき。
- (イ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)が見込まれるとき。
- (ウ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)を予告するとき。(概ね3時間前、概ね1時間前)
- (エ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)の予告内容に変更が生じたとき。
- (オ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に移行したとき及び解除したとき。

(カ) その他異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に関する通知が必要なとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式B）及び連絡文（緊急一第1号～第11号様式）による。

(6) 関係機関への連絡系統

三保ダム放流通報連絡系統図（別表第3）及び三保ダム放流通報連絡系統図（水防関係）（別表第4）のとおりとする。

(7) 通報連絡の方法

ア 電話で通報を行う。なお、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）及び予備放流、事前放流に係わる事項については、電話での通報に加え、FAXで連絡文の送信を行う。

イ 一般電話が不通のときは、県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）に対し、次の機関への通報の伝達を依頼する。

(ア) 県防災行政通信網に係る関係機関

(イ) 県警察本部

附則

1. 昭和57年 5月15日 施行

2. 令和 5年 4月 1日 改正

第1号様式A	No
警 報 放 送 書	
令和 年 月 日	
<p>こちらは、三保ダム管理事務所です。三保ダムから</p> <p>___日___時___分に毎秒___立方メートル放流 (します。)</p> <p style="margin-left: 400px;">(しました。)</p> <p>川の水が急に増えて危険ですから川から離れてください。</p>	
放送者	

第1号様式B (異常洪水時防災操作)	No
警 報 放 送 書	
令和 年 月 日	
<p>こちらは、三保ダム管理事務所です。三保ダムでは</p> <p>___日___時___分から緊急放流を (①開始する予定です。)</p> <p style="margin-left: 400px;">(②開始しました。)</p> <p style="margin-left: 400px;">(③行っています。)</p> <p>たいへん危険ですから川には絶対に近づかないでください。</p>	
放送者	

- 摘要：①異常洪水時防災操作予告時 (概ね3時間前、概ね1時間前)
- ② " 移行時
- ③ " 移行後から解除まで

三保ダム放流時連絡書

番号	種別	内 容	摘 要	連 絡 先										
				通報時間	発信者	受信者								
①	準備警戒体制	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に準備警戒体制を設置しました。	<ul style="list-style-type: none"> 大雨・洪水に関する注意報が発表されたため。 台風の中心が警戒区域に達したため。 その他 () 	:										
②	第1警戒体制	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に第1警戒体制を設置しました。	<ul style="list-style-type: none"> 大雨・洪水に関する警報が発表されたため。 ダムから25m³/sを超える放流が予測されるため。 その他 () 	:										
③	第2警戒体制	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に第2警戒体制を設置しました。	<ul style="list-style-type: none"> ダムから80m³/sを超える放流が予測されるため。 その他 () 	:										
④	第3警戒体制	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に第3警戒体制を設置しました。	<ul style="list-style-type: none"> ダムから800m³/sを超える放流が予測されるため。 	:										
⑤	警戒体制解除	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に警戒体制を解除しました。	<ul style="list-style-type: none"> ダムの流入量が80m³/s以下に減少し、気象状況から、警戒体制を維持する必要がなくなったため。 	:										
⑥	予備放流情報	三保ダムは、____日 ____時____分頃から、予備放流を開始する予定です。これにより、今後の降雨に備えて貯水池の水位を低下させ、洪水調節容量を確保します。 ファックスで【第5号様式】を送付したので確認してください。	<ul style="list-style-type: none"> ダムの流入量が800m³/sを超えると予測されるため。 <p>予備放流終了後は、事前放流または洪水調節に移行することが見込まれます。</p>	:										
⑦	事前放流情報	三保ダムは、____日 ____時____分頃から、事前放流を開始する予定です。これにより、今後の降雨に備えて貯水池の水位を低下させ、洪水調節容量を拡大します。 ファックスで【第6号様式】を送付したので確認してください。	<ul style="list-style-type: none"> ダム上流域の予測雨量が560mm/24h以上と発表されたため。 <p>事前放流終了後は、洪水調節に移行することが見込まれます。</p>	:										
⑧	放流予告	三保ダムは、____日 ____時____分に毎秒____立方メートル放流します。 現在の三保貯水池の水位は標高____メートル*です。 なお、今後の降雨量によっては順次放流量が増加しますので、川やダムの情報に注意してください。		:										
⑨	放流通報	三保ダムから○日○時○分に毎秒○立方メートル放流しました。 川の水位が急に上昇しますので注意してください。 現在上流の累計雨量は○ミリメートル、三保貯水池の水位は標高○メートル*、流入量は毎秒○立方メートルです。 なお、今後の降雨量によっては放流量が増加しますので川から離れてください。	番号	日時分	放流量 m ³ /s	累計雨量 mm	水位 m	流入量 m ³ /s	通 報 理 由					
			⑨-1	日	:					・ 放流を開始したため。	:			
			⑨-2	日	:						・ 予備放流を開始したため。	:		
			⑨-3	日	:						・ 事前放流を開始したため。	:		
			⑨-4	日	:						・ 洪水調節を開始したため。(流入量が800m ³ /sを超えたため。)	:		
			⑨-5	日	:						・ ダムの放流量が計画最大流量(1250m ³ /s)に達したため。	:		
			⑨-6	日	:						・ その他 ()	:		
⑨-7	日	:						・ その他 ()	:					
⑩	放流終了	三保ダムは、____日 ____時____分に放流を終了しました。	<ul style="list-style-type: none"> ダムの放流量が25m³/s以下となったため。 	:										

※三保貯水池の常時満水位は、標高321.50mです。

三保ダム放流時連絡書 緊急放流（異常洪水時防災操作）

番号	種別	内 容	摘 要	連絡先		
				通報時間	発信者	受信者
①	緊急放流 事前情報	三保ダムは、 _____日、緊急放流に移行するおそれがあります。 今後のダム情報、気象情報に注意してください。 ファックスで【緊急-第1号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水になり、水を貯められなくなると予測されるため。	:		
②	緊急放流 見込み情報	三保ダムは、 _____日_____時_____分頃から、 緊急放流に移行するおそれがあります。 移行する場合は、おおむね3時間前に予告連絡をします。 ファックスで【緊急-第2号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水になり、水を貯められなくなると予測されるため。	:		
③	緊急放流 3時間前予告	三保ダムは、 _____日_____時_____分頃から、緊急放流に移行します。 川の水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも予告連絡をします。 ファックスで【緊急-第3号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水になり、水を貯められなくなると予測されるため。	:		
④	緊急放流 前 倒 し	三保ダムは、上記3時間前予告を前倒し、 _____日_____時_____分頃から、緊急放流に移行します。 川の水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも予告連絡をします。 ファックスで【緊急-第4号様式】を送付したので確認してください。	・ダム流入量が予測を上回っており、ダムに貯められる量が想定より早く減っているため。	:		
⑤	緊急放流 延 期	三保ダムは、 _____日_____時_____分に予告連絡した 緊急放流への移行を延期します。 移行する場合は改めて予告連絡をします。 ファックスで【緊急-第5号様式】を送付したので確認してください。	・ダム流入量が予測を下回っているため。	:		
⑥	緊急放流 1時間前予告	三保ダムは、 _____日_____時_____分頃から、緊急放流に移行します。 川の水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。 移行した場合は、ただちにその旨を連絡します。 ファックスで【緊急-第6号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水になり、水を貯められなくなると予測されるため。	:		
⑦	緊急放流 前 倒 し	三保ダムは、上記1時間前予告を前倒し、 _____日_____時_____分頃から、緊急放流に移行します。 川の水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。 移行した場合は、ただちにその旨を連絡します。 ファックスで【緊急-第7号様式】を送付したので確認してください。	・ダム流入量が予測を上回っており、ダムに貯められる量が想定より早く減っているため。	:		
⑧	緊急放流 中 止	三保ダムは、予告連絡した緊急放流への移行を _____日_____時_____分に中止しました。 川の水位は高い状況が続きますので、注意してください。 ファックスで【緊急-第8号様式】を送付したので確認してください。	・予測よりもダム流入量が少ないため。	:		
⑨	緊急放流 移 行	三保ダムは、 _____日_____時_____分から、緊急放流に移行しました。 現在の放流量は毎秒_____立方メートルです。 川の水量・水位が増加し、氾濫の危険があります。 ファックスで【緊急-第9号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水に近づき、これ以上水を貯められなくなる見込みとなったため。	:		
⑩	緊急放流 継 続 中 (必要に応じて)	三保ダムは、現在、緊急放流を実施中です。 現在の放流量は毎秒_____立方メートルです。 川の水量・水位がさらに増加し、氾濫の危険があります。 ファックスで【緊急-第10号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムに水を貯められなくなったため。	:		
⑪	緊急放流 終 了	三保ダムは、 _____日_____時_____分に緊急放流を終了しました。 川の水位は高い状況が続きますので、注意してください。 ファックスで【緊急-第11号様式】を送付したので確認してください。	・ダム流入量が計画最大放流量1,250m ³ /s以下となったため。	:		

三保ダムから 予備放流を開始します

令和____年____月____日____時____分

三保ダム管理事務所

発信者：_____

気象情報に基づき、三保ダム（神奈川県山北町）における流入量予測を実施したところ、洪水（ダム流入量が800 m³/s を超える）が予測されるため、____月____日____時____分頃から、予備放流を開始する予定です。

この放流により貯水位を標高_____m（-_____m）まで低下させ、洪水調節容量を確保します。

川の水位が急に上昇しますので注意してください。

予測値

ダム上流域予測総雨量_____mm（____月____日____時～____月____日____時）

予測ダム最大流入量_____m³/s（____月____日____時____分）

（____月____日____時現在）

※ 今後の気象情報の変化により予測値は変更となることがあります。

《参考》

神奈川県雨量水位情報（市町向け）

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

- 予備放流とは、あらかじめダムから放流を行い、予備放流水位まで貯水位を低下させ、空き容量（洪水調節容量）の確保を図る操作のことです。

なお、予備放流における放流量は、洪水流量である800 m³/s を上限として実施します。

三保ダムから 事前放流を開始します

令和____年____月____日____時____分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

ダム上流域の予測降雨量が事前放流実施基準降雨量である560mm（／24時間）以上と発表されたため、____月____日____時____分頃から事前放流を開始する予定です。

この放流により貯水位を標高_____m（-_____m）まで低下させ、洪水調節に活用する容量の拡大を図ります。

川の水位が急に上昇しますので注意してください。

予測値

ダム上流域予測総雨量_____mm（____月____日____時～____月____日____時）

予測ダム最大流入量_____m³/s（____月____日____時____分）

（____月____日____時現在）

※ 今後の気象情報の変化により予測値は変更となることがあります。

《参考》

神奈川県雨量水位情報（市町向け）

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 事前放流とは、流域で甚大な被害が生じる恐れのある降雨量（基準降雨量）が見込まれる際に、ダムの機能を最大限に発揮するため、あらかじめダムから放流を行い、貯水位を洪水期制限水位の標高316.8m（-4.7m）より低下させ、空き容量の拡大を図る操作のことです。

なお、事前放流における放流量は、洪水流量である800 m³/sを上限として実施します。

ダム連絡

至急

三保ダム

【重要情報 緊急放流 事前情報】

令和____年____月____日____時____分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<降水量等に関する予測>

____月____日____時 気象情報に基づき、三保ダム流入量の予測を実施したところ、

三保ダムの状況は、

三保ダム上流域累計雨量：_____mm

三保ダム最大流入量：_____m³/s (____月____日____時)

となっています。

※今後の降雨状況により三保ダム最大流入量や時間が変化しますので、ご注意ください。

<ダム操作に関する連絡>

三保ダム（神奈川県山北町）では、計画規模を超える洪水が予想され、ダムに水を貯められなくなる可能性があるため、____月____日、下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するおそれがあります。

移行する場合は、おおむね3時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル3相当

- ・緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するおそれがあり。
- ・高齢者等避難に向けた準備が必要。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

至急 三保ダム

【重要情報 緊急放流 見込み情報】

令和___年___月___日___時___分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する連絡>

三保ダム（神奈川県山北町）では、計画規模を超える洪水が予想され、ダムに水を貯められなくなることから、___月___日___時___分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するおそれがあります。

移行する場合は、おおむね3時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：___月___日___時___分

流入量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：_____mm
(1時間前より約_____mm増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL_____m (-_____m)
(1時間前より約_____m 上昇)

放流量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約___%
(1時間前より___% 上昇)

今後の予測

ダム上流域雨量：_____mm
最大流入量：_____m³/s

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

※値はすべて速報値

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 3時間前】

令和__年__月__日__時__分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
今後、計画規模を超える洪水が予想され、ダムに水を貯められなくなることから、
__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行します。
そのため、洪水氾濫のおそれがあります。
移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

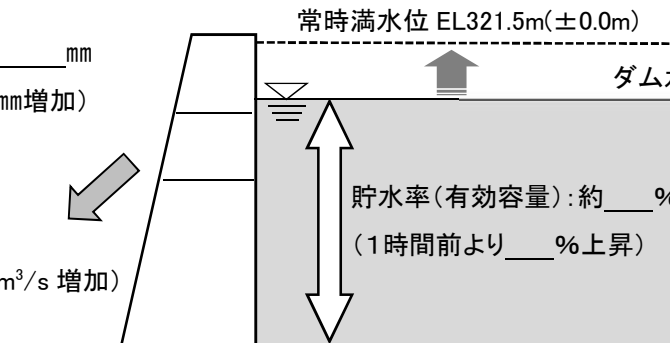
【ダム情報】

現在時刻：__月__日__時__分

流入量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：_____mm
(1時間前より約_____mm 増加)

放流量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 増加)



今後の予測
ダム上流域雨量：_____mm
最大流入量：_____m³/s

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

※値はすべて速報値

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

- 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことで。
- 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことで。

ダム連絡

緊急 三保ダム

【重要通知 緊急放流 前倒し】

令和___年___月___日___時___分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

三保ダムは、___月___日___時頃に予定（通知時刻：___時___分）していた「緊急放流（異常洪水時防災操作）」を___月___日___時頃に前倒しをします。

移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：___月___日___時___分

流入量：___m³/s
(1時間前より約___m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：___mm
(1時間前より約___mm増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL___m (-___m)
(1時間前より約___m 上昇)

放流量：___m³/s
(1時間前より約___m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約___%
(1時間前より___%上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

至急 三保ダム

【重要情報 緊急放流 延期】

令和___年___月___日___時___分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する連絡>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

三保ダムは、緊急放流（異常洪水時防災操作）の予告通知を行いましたが、予測よりもダム流入量が少ないため、緊急放流（異常洪水時防災操作）への移行を延期します。

移行する場合は、改めて事前通知をしますので、引き続きダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：___月___日___時___分

流入量：___m³/s
(1時間前より約___m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：___mm
(1時間前より約___mm増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL___m (-___m)
(1時間前より約___m 上昇)

放流量：___m³/s
(1時間前より約___m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約___%
(1時間前より___% 上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 1時間前】

令和__年__月__日__時__分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、この操作に必要なダムの空き容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想され、ダムに水を貯められなくなることから、

__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：__月__日__時__分

流入量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：_____mm
(1時間前より約_____mm 増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL_____m (-_____m)
(1時間前より約_____m 上昇)

放流量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約_____%
(1時間前より_____% 上昇)

今後の予測

ダム上流域雨量：_____mm
最大流入量：_____m³/s

※ダム情報のホームページ

神奈川県雨量水位情報

※値はすべて速報値

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 前倒し】

令和__年__月__日__時__分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

三保ダムは、__月__日__時__分に通知した「緊急放流（異常洪水時防災操作）1時間前」予告について予定を前倒しし、__月__日__時__分から緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行します。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：__月__日__時__分

流入量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：_____mm
(1時間前より約_____mm増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL_____m (-_____m)
(1時間前より約_____m 上昇)

放流量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約_____%
(1時間前より_____%上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

三保ダム

緊急放流 中止の情報

令和___年___月___日___時___分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する連絡>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

三保ダムは、緊急放流（異常洪水時防災操作）の予告通知を行いました。が、予測よりもダム流入量が少なかったため、緊急放流（異常洪水時防災操作）への移行を中止しました。

なお、河川水位は高い状態が続きます。また今後の降雨状況により、緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するおそれがありますので、引き続きダムからの連絡等に注意してください。

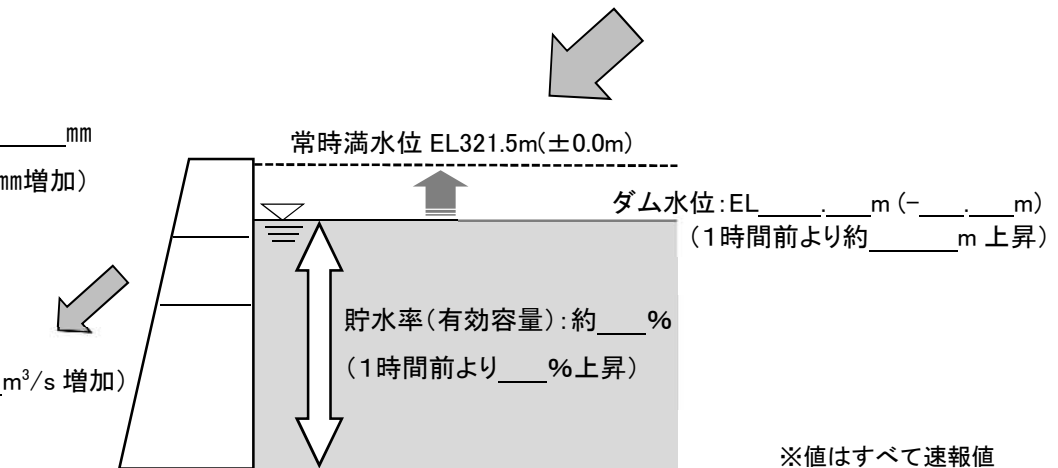
【ダム情報】

現在時刻：___月___日___時___分

流入量：___m³/s
(1時間前より約___m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：___mm
(1時間前より約___mm 増加)

放流量：___m³/s
(1時間前より約___m³/s 増加)



※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

- 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。
- 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 移行（開始）】

令和__年__月__日__時__分
三保ダム管理事務所
発行者：__

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、防災操作（洪水調節）を行っていましたが、計画規模を超える洪水のため、__月__日__時__分に緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行しました。

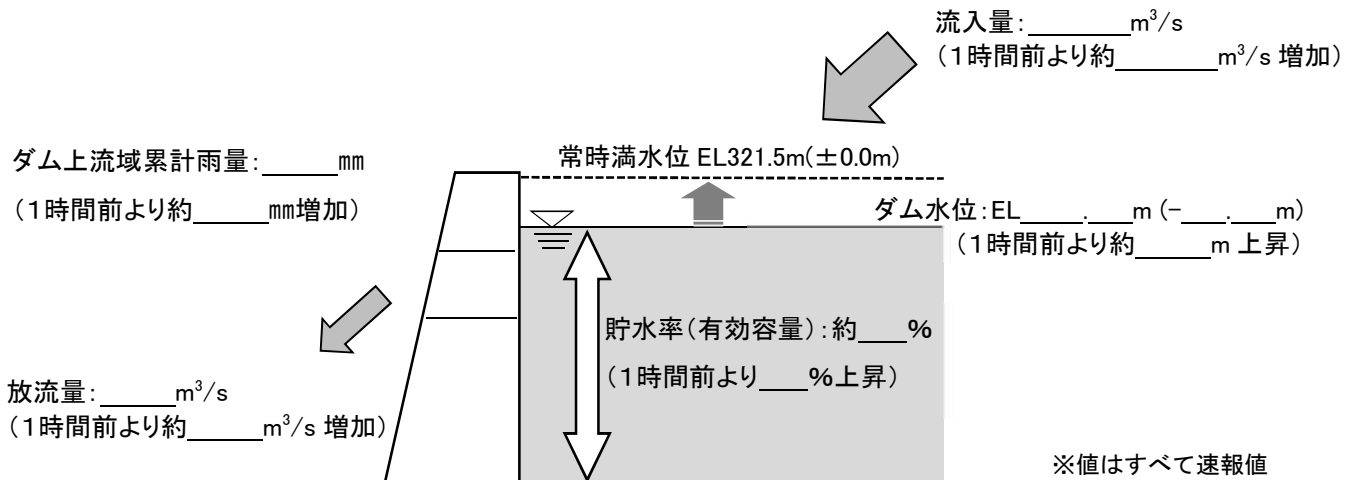
警戒レベル4相当

- ・ これまでに経験ないような非常事態。
・ ダムの下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
・ 避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：__月__日__時__分

ダムの空き容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急 三保ダム

【重要通知 緊急放流 継続】

令和__年__月__日__時__分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、緊急放流（異常洪水時防災操作）を行っていますが、流入量が増えているため放流量を増量しています。

下流に流れる水量がさらに増えるため、洪水氾濫による甚大な被害が予測されます。

警戒レベル4相当

- ・ これまでに経験ないような非常事態。
- ・ ダムの下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
- ・ 避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：__月__日__時__分

ダムへ流れ込む水量が増えているため、下流に流す水量を増やしています。

ダム上流域累計雨量：__mm

(1時間前より約__mm増加)

流入量：__m³/s
(1時間前より約__m³/s 増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL__m (-__m)
(1時間前より約__m 上昇)

貯水率(有効容量)：約__%
(1時間前より__% 上昇)

放流量：__m³/s
(1時間前より約__m³/s 増加)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

三保ダム

緊急放流 終了の情報

令和__年__月__日__時__分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する連絡>

三保ダム（神奈川県山北町）では、ダム流入量が計画最大放流量 1,250 m³/s 以下となったため、
__月__日__時__分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。
今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

【ダム情報】
現在時刻：__月__日__時__分

流入量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 減少)

ダム上流域累計雨量：_____mm
(1時間前より約_____mm増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL_____m (-_____m)
(1時間前より約_____m 低下)

貯水率(有効容量)：約_____%
(1時間前より_____%低下)

放流量：_____m³/s
(1時間前より約_____m³/s 減少)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報
http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

警報掲示板

1600mm

あぶな

危

い

!!

ダム放流による増水に注意

この川の上流〇〇キロメートルの所に三保ダムがあり、ときどきダムに貯った水を流し、この川の水が急に増えることがありますから注意して下さい。

また、ダムに貯った水を流すときは左記のとおりサイレンやスピーカーなどで知らせますので、そのときは危険ですから河原に降りないで下さい。

サイレン吹鳴方法

■	一分	■	五秒	■	一分
■	休止	■	一分	■	五秒
■	休止	■	五秒	■	一分

管理番号

1500mm

神奈川県三保ダム管理事務所
 電話〇四六五(七八)三七一一

1600mm

サイレンがなったら すぐ川からはなれて!!

この川の上流〇〇.〇キロメートルの所に三保ダムがあります。

ダムから水を流すときは、サイレンをならしめますので川からはなれてください。

サイレンのなり方

サイレン	休止 5秒	サイレン	休止 5秒	サイレン
約1分		約1分		約1分

管理番号

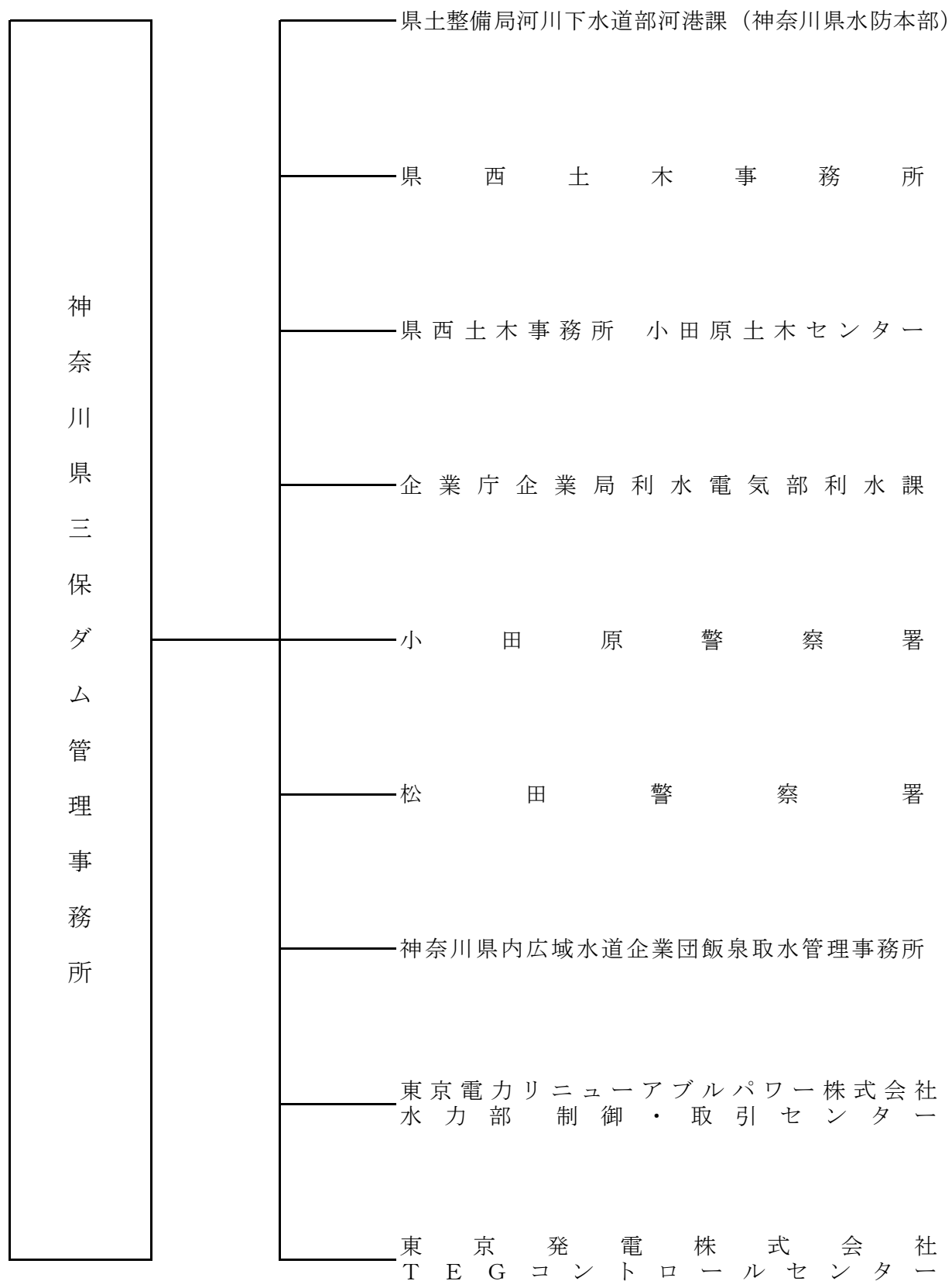
1500mm

神奈川県三保ダム管理事務所 電話：0465-78-3711

放流警報施設一覽表

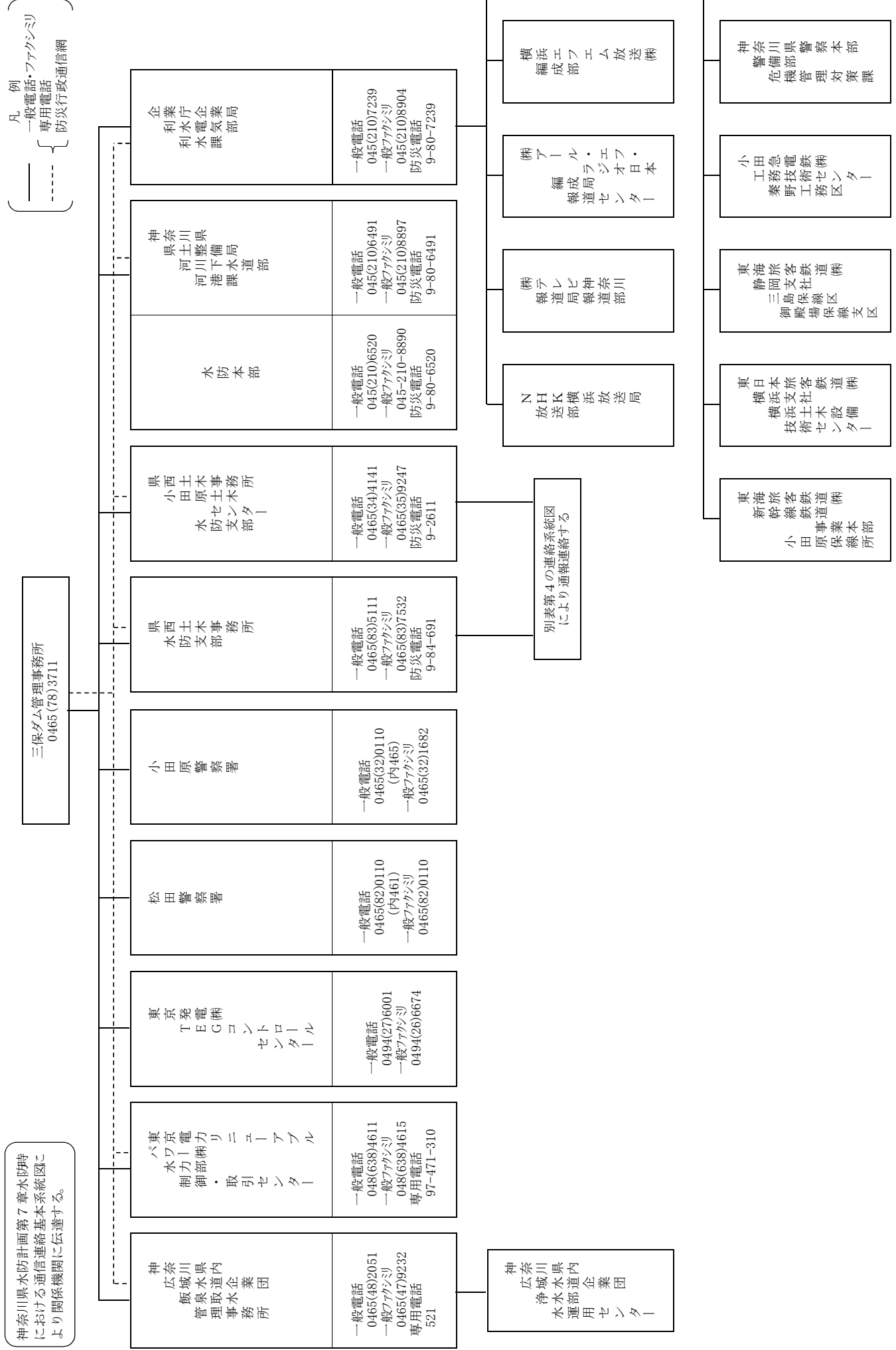
No.	名 称	設 置 場 所			設 備 内 容				摘 要
		所 在 地	右 岸	左 岸	サ イ レ ン	ス ピー カー	電 光 表 示	赤 色 回 転 灯	
1	ダ ム	足柄上郡山北町 神尾田字田ノ入向	○		○	○		○	停電時予備発電源により稼働 電光表示は停電で消灯
2	平 山	足柄上郡山北町 川西橋字平山2076-1	○			○	○	○	
3	山 市 場	足柄上郡山北町 山市場字湯本平264		○	○	○	○	○	
4	用 沢	足柄上郡山北町 山市場字尾長島304-1	○			○	○	○	
5	川 西 橋	足柄上郡山北町 川西字大蔵野502-4		○	○	○	○	○	
6	谷 峨	足柄上郡山北町 谷峨字下河原30	○		○	○	○	○	
7	都 夫 良 野	足柄上郡山北町 都夫良野字瀬戸193-8		○	○	○	○	○	
8	安 戸	足柄上郡山北町 山北字役野3139-5		○	○	○	○	○	
9	滝 沢	足柄上郡山北町 平山字宮上141-2	○			○	○	○	
10	内 山	南足柄市 内山字春日山26-8	○		○	○	○	○	
11	大 口 橋	足柄上郡山北町 岸字茱萸木4041-ハ		○	○	○	○	○	
12	下 河 原	足柄上郡開成町吉田島 字吉田新田4281-26	○		○	○	○	○	
13	宮 下	足柄上郡松田町 惣領字宮下1660		○	○	○	○	○	
14	栢 山	足柄上郡開成町 吉田島字中河原4105-3	○		○	○	○	○	
15	報 徳 橋	小田原市 栢山字宮ノ上593	○		○	○	○	○	
16	富 士 道 橋	小田原市 桑原字中川原668-3		○	○	○	○	○	
17	飯 泉	小田原市 蓮正寺字東川原562-9	○		○	○	○	○	
18	酒 匂	小田原市 西酒匂1丁目10		○	○	○	○	○	
19	西 湘 大 橋	小田原市 酒匂3丁目104-1		○		○		○	
1 87	警報掲示板	三保ダムから酒匂川河 口までの区間	40 ヶ 所	47 ヶ 所	河川法施行規 則 別記様式第14 に				

通報連絡機関



別表第3

三保ダム放流通報連絡系統図

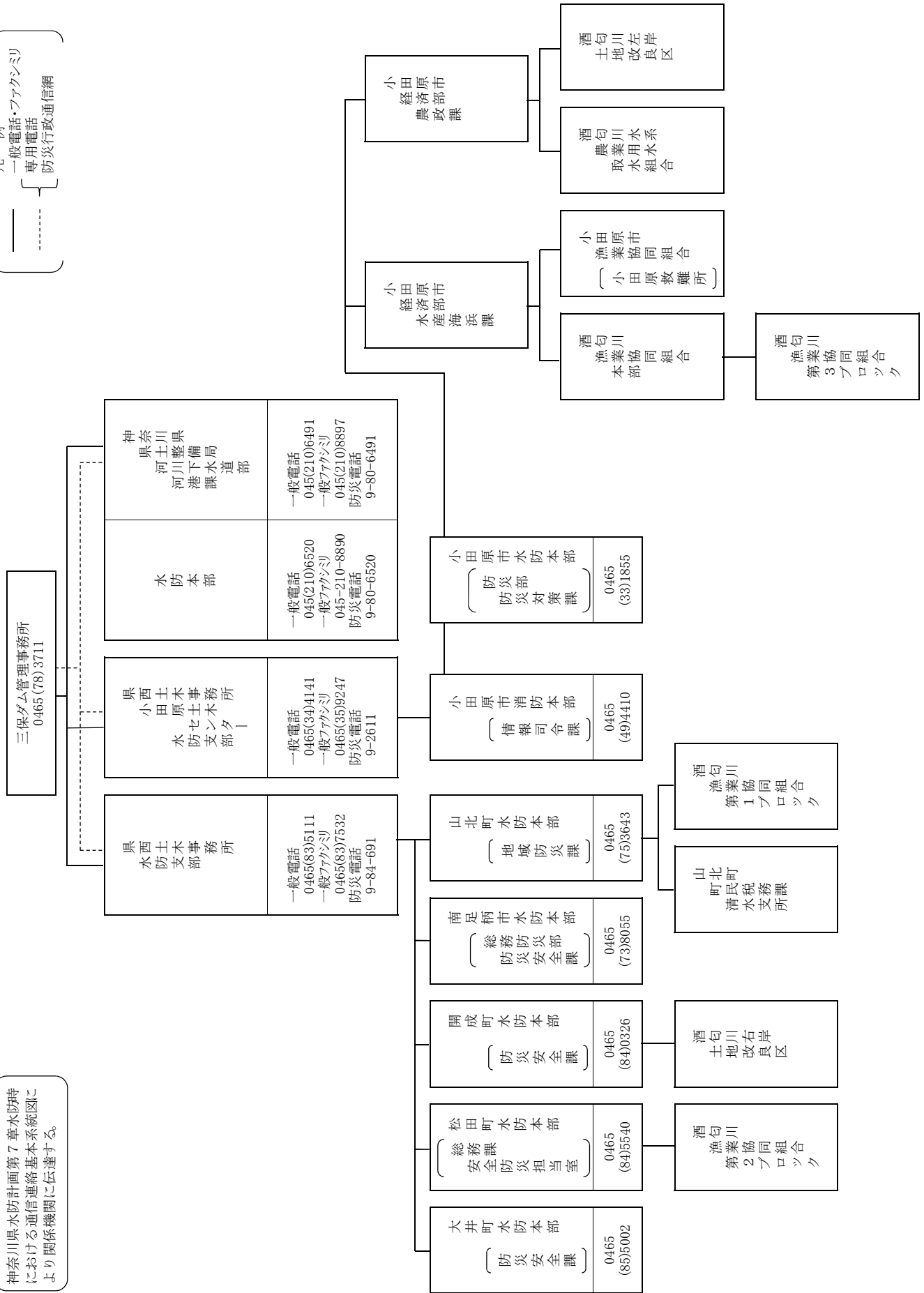


三保ダム放流通報連絡系統図(水防関係)

別表第 4

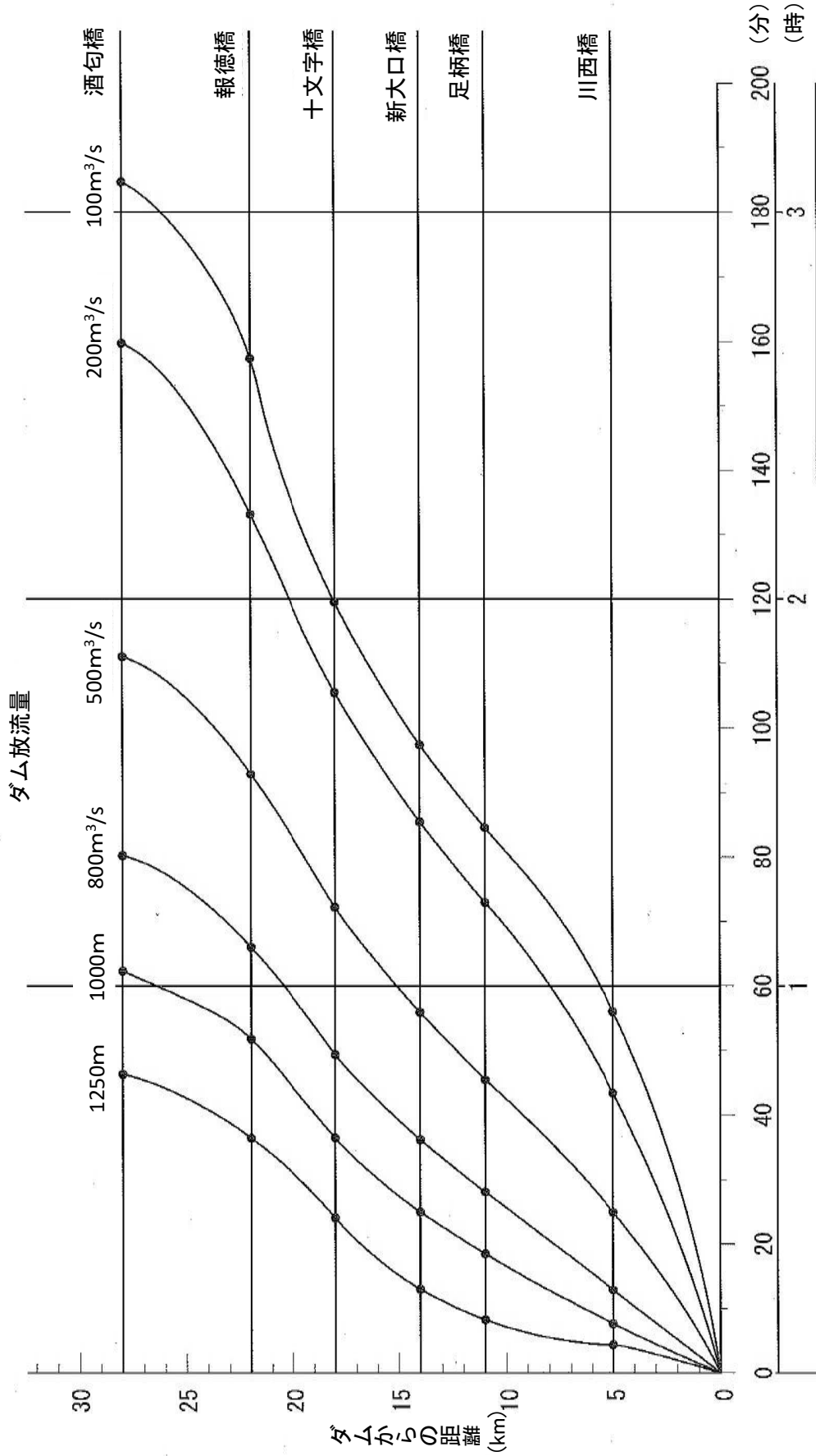
神奈川県水防計画第7章水防時における通信連絡基本系統図により関係機関に伝達する。

凡例
 一般電話・ファクシミリ
 専用電話
 防災行政通信網



三保ダム放流量と到達時間

参考資料一

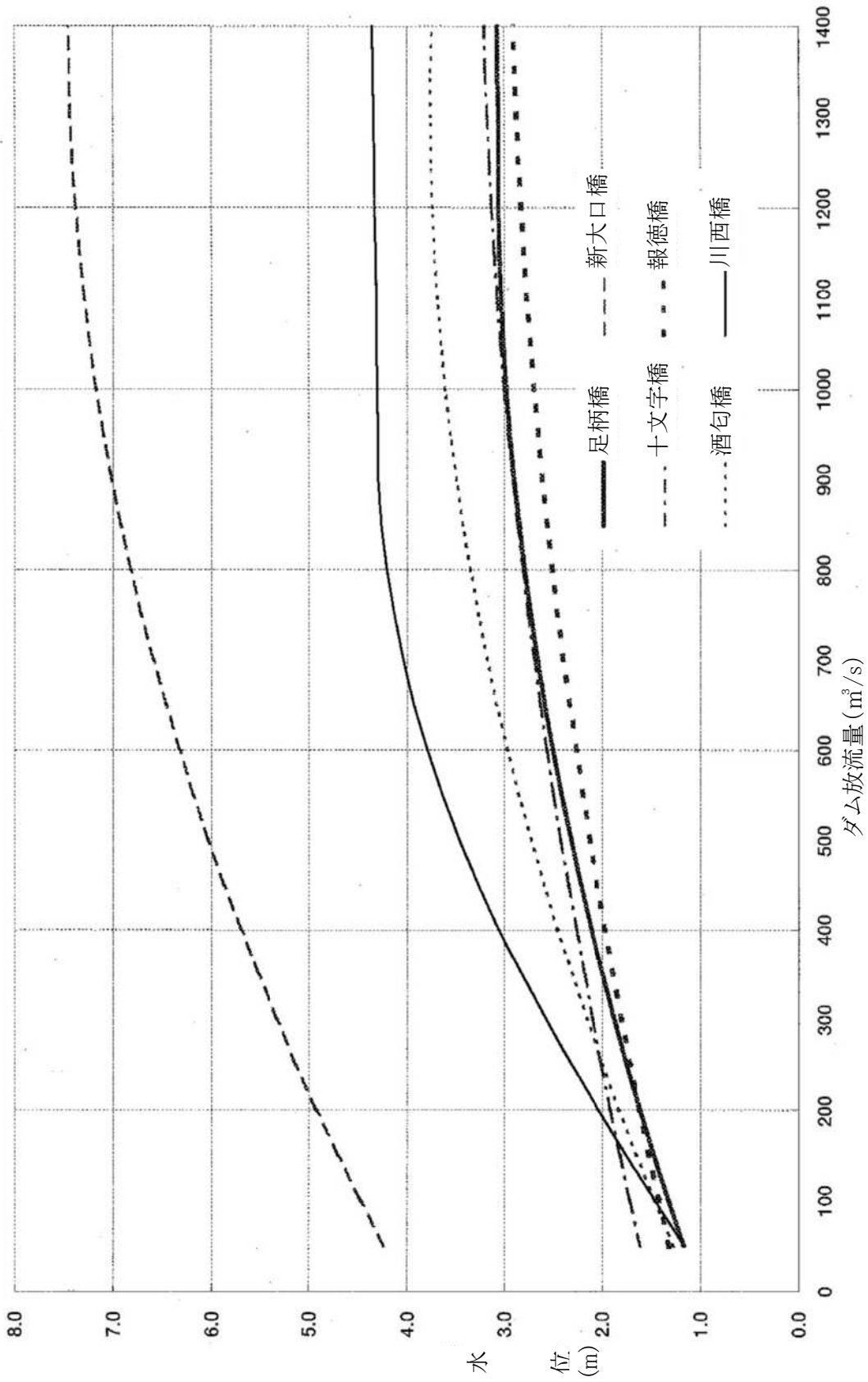


ダムからの到達時間

到達時間は河川各地点の形状等によって著しく変化するので、推定することには困難である。本図は過去の実績に基づく略算値である。

三保ダム放流量と水位上昇

参考資料-2



水位上昇は河川各地点の形状等によって著しく変化するので、推定することは困難である。本図は過去の実績に基づく略算値である。

城山ダム操作規則

第1章 総則

（通 則）

第1条 城山ダムの操作については、この規則に定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 城山ダムは、洪水調節、水道用水及び、工業用水の供給並びに発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪 水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒1,500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期間 毎年6月1日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期間 毎年10月16日から翌年5月31日までの期間

（水 位）

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第6条 貯水池の常時満水位は、標高124.0メートルとし、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時（流入量が毎秒1,500立方メートル未満であるときをいう。）には、水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高125.5メートルとし、第15条本文の規定により洪水調節を行う場合並びに、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

（制限水位）

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高120.0メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(予備放流水位)

第9条 予備放流水位の最低限度は、標高113.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節は、標高113.0メートルから標高125.5メートルまでの容量最大 27,500,000立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇させないように制限するほか予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては、標高120.0メートルから標高 125.5メートルまでの容量最大13,100,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高124.0メートルから標高125.5メートルまでの容量最大3,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水、工業用水の供給並びに発電のための利用)

第11条 水道用水、工業用水の供給並びに発電は、洪水期間にあつては標高95.0メートルから標高から標高120.0メートルまでの容量最大41,600,000立方メートル、非洪水期にあつては標高95.0メートルから標高124.0メートルまでの容量最大51,200,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 城山ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、横浜地方気象台又は甲府地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなくてはならない。

2 所長は、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 県土整備局河川下水道部河港課、関東地方整備局京浜河川事務所、横浜地方気象台、甲府地方気象台、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、流入総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他のダム操作に関し必要な措置。

(予備放流)

第14条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合で、水位が前条第三号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、毎秒1,500立方メートルの水量を限度としてダムから放流を行うものとする。

(洪水調節)

第15条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高113.0メートルより下にある場合、又は気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 流入量が、毎秒1,500立方メートルから4,100立方メートルまでの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{ (流入量-1,500) \times 0.58 + 1,500 \}$ 立方メートルの水量を放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒 $\{ (前号の方法による操作中における最大流入量 - 1,500) \times 0.58 + 1,500 \}$ 立方メートルの水量の流水を、流入量が当該水量に等しくなる時、又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで放流すること。
- 三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前2号に規定する方法により放流を行うこと。
- 四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒1,500立方メートルを下がるまでの間に流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、流入量が毎秒 $\{ (当該放流量 - 1,500) \times 1/0.58 + 1,500 \}$ 立方メートルに等しくなる時まで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- 五 流入量が、前号の規定する毎秒 $\{ (当該放流量-1,500) \times 1/0.58 + 1,500 \}$ 立方メートルを超えた時以後は、前4号に定める方法により放流すること。
- 六 流入量が、毎秒4,100立方メートルを超えた時以後は、流入量が毎秒3,000立方メートルに等しくなる時まで、毎秒3,000立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節の後における水位の低下)

第16条 所長は、前条各号の規定により洪水調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ制限水位又は常時満水位に低下させるため、同条各号に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を限度としてダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第17条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節の後における水位の低下)

第18条 所長は、前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては、制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ制限水位又は常時満水位に低下させるため、毎秒 1,500立方メートルの水量を限度としてダムから放流を行わなければならない。ただし気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 非洪水期間から洪水期間に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
 - 二 第28条の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒1,500立方メートルとする。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量から、それぞれ津久井発電所（以下「発電所」という。）の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(下流の水道用水、工業用水のための放流)

第24条 所長は、下流の既得水利（別表第1）を確保した上で、下流の水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第2に掲げる地点において、同表に掲げる水量の取水を可能ならしめるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 所長は、前項の放流については、宮ヶ瀬ダム及び相模ダムと協同して行うものとする。なお協同して行う放流については、細則に定める。

(放流量の決定)

第25条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合には、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定を行おうとする場合において、当該ダムからの放流が第21条第1号及び第23条の規定による放流であるときは、あらかじめ、企業庁発電総合制御所に連絡しなければならない。

(放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第27条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第6章 点検・整備等

(計測、点検及び整備)

第28条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則に定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第29条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第30条 所長は、ゲートを操作し、第28条の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 操作等の分担

(操作等の分担)

第31条 第12条の規定により所長が洪水警戒体制を執ってから第19条の規定によりこれを解除するまでの間及び第17条の規定により所長が洪水に達しない流水の調節を行う場合における城山ダムの操作及びこれに関連する計測、点検、観測、記録の作成等の業務（以下「操作等」という。）を除くその他の操作等は、水道及び電気事業者神奈川県知事が行うものとする。

2 前項の規定により水道及び電気事業者神奈川県知事が、城山ダムの操作等を行う場合において、この操作規則中所長とあるのは、企業庁相模川水系ダム管理事務所長をいうものとする。

第8章 雑 則

(緊急時の措置)

第32条 所長は、関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長から相模川水系ダム群の管理に関し別に締結する協定に基づく指示があったときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

(細 則)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、河川下水道部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から適用する。

別表第1 (小倉地点)

1～3月	4 月	5 月	6 月	7～8月	9 月	10～12月
10.00	10.52	13.88	18.99	17.38	13.97	10.00

別表第2 (寒川取水堰上流地点)

1～2月	3 月	4～5 月	6 月	7～9月	10 月	11～12月
9.368	9.844	9.894	9.994	10.520	9.944	9.894

※単位は毎秒当たり立方メートル

城山ダム放流要領（抜粋）

第1編 放流警報

1 目的

この要領は、城山ダム（以下「ダム」という。）からの放流に起因する流水の急激な変化によって生ずる危害の防止を図るために必要な警報等について定める。

2 洪水警戒体制

降雨による貯水池への流入量の予測規模により、準備、第1、第2及び第3警戒体制を設置する。

- (1) 準備警戒体制は、横浜地方気象台（相模原市）若しくは甲府地方気象台（東部・富士五湖 ただし丹波山村を除く）から降雨に関する注意報若しくは警報が発せられたとき、又はダムゲートからの放流が予測される時、ダムゲートからの放流に必要な準備を行うために設置する。
- (2) 第1警戒体制は、ダムからの放流量（ダムゲートからの放流量と津久井発電所使用水量との和をいう、以下「放流量」という。）が毎秒 100 立方メートル未満と予測される場合において設置する。
- (3) 第2警戒体制は、放流量が毎秒100立方メートル以上、毎秒1,500立方メートル未満と予測される場合において設置する。
- (4) 第3警戒体制は、放流量が毎秒1,500立方メートル以上と予測される場合において設置する。

3 洪水警戒体制の解除

放流量が毎秒300立方メートル以下に減少し、気象及び水象の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合に解除する。

4 放流警報施設

放流警報施設は、別表第1及び別図第1のとおりとする。

5 放流警報の方法

ダムゲートから放流を行うときは、次に定めるところにより警報を行う。

- (1) スピーカー及びサイレンによる警報

ア 警報区間

- (ア) 放流量が毎秒100立方メートル未満の時は、ダムから海老名までの区間とする。
- (イ) 放流量が毎秒100立方メートル以上の時は、ダムから相模川河口までの区間とする。

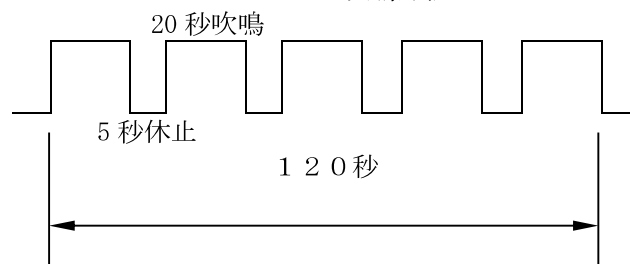
イ 警報時期

- (ア) 城山ダム及び小倉警報所においては、放流開始約30分前、及び10分前とする。
- (イ) 葉山島警報所から下流については、放流開始後順次行う。

ウ 警報内容

第1号様式によりスピーカーで放送を行った後、サイレンを吹鳴する。サイレンの吹鳴方法は次のとおりとする。

サイレンの吹鳴方法



エ 放流期間中

- (ア) 放流量が毎秒500立方メートルを超えた場合は、第1号様式によりスピーカーで放送を行う。
 - (イ) 放流量の急激な増加が予測される場合は、第1号様式によりスピーカーで放送を行い、必要に応じてサイレンを吹鳴する。
 - (ウ) その他必要に応じて、第1号又は第2号様式によりスピーカーで放送を行う。
- (2) 電光表示板及び赤色回転灯による警報
ダムゲートからの放流期間中は、ダムから相模川河口までの区間を点灯する。
- (3) 警報車による警報
- ア 警報区間
 - (ア) 放流量が毎秒100立方メートル未満のときは、ダムから小倉橋までの区間とする。
 - (イ) 放流量が毎秒100立方メートル以上のときは、ダムから相模川河口までの区間とする。
 - イ 警報時期及び経路
放流開始約40分前に城山ダム管理事務所を出発し、別図第2に示す経路に従って行う。
 - ウ 警報内容
第3号様式による。

6 異常洪水時防災操作に係る放流警報の方法

- (1) スピーカー及びサイレンによる警報
- ア 警報区間
ダムから相模川河口までの区間とする。
 - イ 警報時期
 - (ア) 異常洪水時防災操作に移行する予定の概ね3時間前。
ただし、予測結果その他の状況により操作移行が3時間に満たない場合は、決定時点で警報を行う。
 - (イ) 異常洪水時防災操作に移行する予定の概ね1時間前。
 - (ウ) 異常洪水時防災操作移行から解除までの間。
 - ウ 警報内容
第1号様式（異常洪水時防災操作関連）による。
- (2) 電光表示板による警報
- ア 異常洪水時防災操作移行までの間
「キケン！城山ダム 緊急放流の予定あり」
 - イ 異常洪水時防災操作中（移行から終了まで）
「キケン！城山ダム 緊急放流中」
- (3) 警報車による警報
放流量が毎秒1,500立方メートルを超え、異常洪水時防災操作が見込まれる時に事務所を出発し相模川河口まで行う。
警報内容は、第3号様式（異常洪水時防災操作関連）による

7 警報掲示板

警報掲示板は、第5号様式による。

8 放流に関する通知等

関係機関への通知は、次に定めるところにより行う。

(1) 準備警戒体制

ア 通知機関

県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）、企業局利水電気部利水課、相模川水系ダム管理事務所相模ダム管理部、相模川水系ダム管理事務所寒川取水管理所、発電総合制御所、相模川発電管理事務所

- イ 通知時期
準備警戒体制を設置したとき、及び解除したとき。
- ウ 通知内容
第4号様式による。
- (2) 第1、第2、第3警戒体制及び放流等
 - ア 放流通知機関
別表第2に記載の機関とする。
 - イ 通知時期
 - (ア) 第1、第2、第3警戒体制を設置したとき、及び解除したとき。
 - (イ) ダムゲートからの放流開始約2時間前。
 - (ウ) ダムゲートからの放流を開始したとき、及び終了したとき。
 - (エ) 事前放流が予測されたとき、及び開始したとき。
 - (オ) 特例操作が予測されたとき。
 - (カ) 異常洪水時防災操作が予測される時。
 - (キ) 異常洪水時防災操作を予告するとき。
(概ね3時間前、概ね1時間前)
 - (ク) 異常洪水時防災操作に移行したとき、及び解除したとき。
 - (ケ) 特例操作に移行したとき、及び解除したとき。
 - (コ) 特例操作により毎秒3,000立方メートルを超えたとき。
 - (サ) 特例操作により毎秒3,400立方メートルに達したとき。
 - (シ) その他放流に関する通知が必要なとき。
 - ウ 通知内容
第4号様式による。
 - エ 連絡系統
放流通知機関から関係機関への連絡系統は、別表第3及び第4のとおりとする。
- (3) 通知の方法
 - ア 電話で通知を行う。なお、異常洪水時防災操作、特例操作及び事前放流に係わる事項については、城山ダム管理事務所から別表第3及び第4の全機関へFAXでも通知する。
 - イ 一般電話不通時の通知
一般電話不通の時は、県土整備局河川下水道部河港課(神奈川県水防本部)に対し、次の機関への通知の伝達を依頼する。
 - (ア) 県防災総合無線に係る関係機関。
 - (イ) 県警察本部。
 - (ウ) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所。

9 附 則

この定めは平成12年 4月 1日から施行する。

平成14年	3月22日改正	平成26年	4月 1日改正
平成15年	4月 1日改正	平成27年	4月20日改正
平成15年	6月 1日改正	平成28年	4月22日改正
平成16年	4月 1日改正	平成29年	6月27日改正
平成17年	4月 1日改正	平成30年	7月12日改正
平成18年	4月 1日改正	平成31年	4月22日改正
平成19年	4月 1日改正	令和 元年	6月 1日改正
平成20年	4月 1日改正	令和 2年	6月 1日改正
平成21年	4月 1日改正	令和 2年	8月18日改正
平成22年	4月 1日改正	令和 3年	8月10日改正
平成22年	5月27日改正	令和 4年	4月 1日改正
平成23年	4月 1日改正	令和 4年	9月 7日改正
平成24年	4月 1日改正	令和 5年	4月 1日改正
平成24年	6月28日改正		
平成25年	4月 1日改正		

第1号様式	No.		
警報放送書			
令和__年__月__日			
こちらは、城山ダム管理事務所です。城山ダムから			
____日 ____時 ____分に毎秒 ____立方メートル放流	(します。 しました。)		
(① 川の水位が上昇しますので、注意してください。 ② 川の水が急に増えて危険ですから、川から離れてください。)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">放 送 者</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>	放 送 者	
放 送 者			

摘要：①放流開始時、放流量が 500m³/s を超えたとき、その他必要に応じて使用する。
 ②放流量の急激な増加が予測されるときに使用する。

第1号様式（異常洪水時防災操作関連）	No.		
警報放送書			
令和__年__月__日			
こちらは、城山ダム管理事務所です。城山ダムでは			
____日 ____時 ____分から緊急放流を	(①開始する予定です。 ②開始しました。 ③行っています。)		
たいへん危険ですから、川には絶対に近づかないでください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">放 送 者</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>	放 送 者	
放 送 者			

摘要：①異常洪水時防災操作予告時（概ね3時間前、概ね1時間前）
 ② " 移行時
 ③ " 移行後から解除まで

第2号様式	No.		
警報放送書			
令和__年__月__日			
こちらは、城山ダム管理事務所です。ただいま、城山ダムから放流しています。			
川の水が	(多くて危険ですから、注意して下さい。 急に増えて危険ですから、川から離れてください。)		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">放 送 者</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>	放 送 者	
放 送 者			

摘要：放流期間中において第1号様式によらない場合、必要に応じて使用する。

第3号様式

No.

警報車放送書

令和__年__月__日

こちらは、城山ダム放流警報車です。城山ダムから

____日____時____分に毎秒____立方メートル放流
(します。
 しました。)

- (① 川の水位が上昇しますので、注意してください。
 ② 川の水が急に増えて危険ですから、川から離れてください。)

放
送
者

摘要：①放流開始時、放流量が500m³/sを超えたとき、その他必要に応じて使用する。
②放流量の急激な増加が予測されるときに使用する。

第3号様式（異常洪水時防災操作関連）

No.

警報放送書

令和__年__月__日

こちらは、城山ダム放流警報車です。城山ダムでは

- (① 緊急放流を行う可能性があります。
 ② ____日____時____分から緊急放流を行う予定です。)

たいへん危険ですから、川には絶対に近づかないでください。

放
送
者

摘要：①異常洪水時防災操作の承認を受ける前
②異常洪水時防災操作の承認を受けた後

第4号様式A（警戒体制に関すること）
城山ダム放流連絡書

機関名

年 月 日

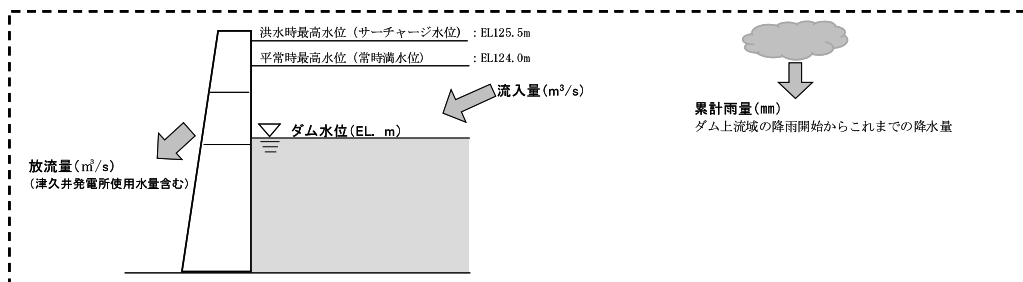
番号	種別	内 容	摘 要	発信機関			通知機関		
				通知時刻	発信者	受信者	通知時刻	発信者	受信者
①	準備警戒体制	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 準備警戒体制を設置しました。	____日____時____分に (1) 横浜・甲府地方気象台から 大雨・洪水に関する 注意報・警報が発表されたため。 (2) 台風第____号が 警戒範囲に達したため。 (3)	:			:		
②	第1警戒体制	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 第1警戒体制を設置しました。	ダムからの放流量は 100m ³ /s未満と予測されます。	:			:		
③	第2警戒体制	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 第2警戒体制を設置しました。	ダムからの放流量は 100m ³ /s以上1,500m ³ /s未満 と予測されます。	:			:		
④	第3警戒体制	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 第3警戒体制を設置しました。	ダムからの放流量は 1,500m ³ /s以上と予測されます。	:			:		
⑤	警戒体制解除	城山ダム管理事務所長は ____日____時____分に 警戒体制を解除しました。	ダムからの放流量が 300m ³ /s以下に減少し、 気象等の状況から、 警戒体制を解除します。	:			:		

第4号様式B (放流に関すること)
城山ダム放流連絡書

機関名

年 月 日

番号	種別	内 容	摘 要	発信機関			通知機関																																																																																																																																							
				通知時刻	発信者	受信者	通知時刻	発信者	受信者																																																																																																																																					
				①	放流予告	城山ダムは_____日_____時_____分にゲートからの放流を開始します。 ダムからの放流量は、毎秒_____立方メートルとなります。 現在城山貯水池の水位は(EL.)_____メートルです。 なお、今後の降雨量によっては放流量を順次増加します。 川やダムの情報に注意してください。																																																																																																																																								
②	放流通知	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>日 時 分</th> <th>放流量 (m³/s)</th> <th>累計雨量 (mm)</th> <th>水位 (EL. m)</th> <th>流入量 (m³/s)</th> <th>備考</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放流開始</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>予備放流開始 今後の大雨に備えてダムの水位を低下する</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放流量500m³/s 超えたとき</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放流量1,000m³/s 超えたとき</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放流量1,500m³/s なったとき</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放流量2,000m³/s 超えたとき</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放流量2,500m³/s 超えたとき</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放流量3,000m³/s ・なったとき ・超えたとき</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放流量3,400m³/s なったとき</td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td>..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td>:</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>城山ダムから○日○時○分に毎秒○立方メートルを放流しました。 川の水位が上昇しますので注意してください。 現在上流の累計降雨量は○ミリメートル、城山貯水池の水位は(EL.)○メートル、流入量は毎秒○立方メートルです。 今後の雨量によっては放流量が増加しますので川の増水に注意してください。</p>	番号	日 時 分	放流量 (m³/s)	累計雨量 (mm)	水位 (EL. m)	流入量 (m³/s)	備考						(1)	..					放流開始	:		:			(2)	..					予備放流開始 今後の大雨に備えてダムの水位を低下する	:		:			(3)	..					放流量500m³/s 超えたとき	:		:			(4)	..					放流量1,000m³/s 超えたとき	:		:			(5)	..					放流量1,500m³/s なったとき	:		:			(6)	..					放流量2,000m³/s 超えたとき	:		:			(7)	..					放流量2,500m³/s 超えたとき	:		:			(8)	..					放流量3,000m³/s ・なったとき ・超えたとき	:		:			(9)	..					放流量3,400m³/s なったとき	:		:			(10)	..						:		:										
番号	日 時 分	放流量 (m³/s)	累計雨量 (mm)	水位 (EL. m)	流入量 (m³/s)	備考																																																																																																																																								
(1)	..					放流開始	:		:																																																																																																																																					
(2)	..					予備放流開始 今後の大雨に備えてダムの水位を低下する	:		:																																																																																																																																					
(3)	..					放流量500m³/s 超えたとき	:		:																																																																																																																																					
(4)	..					放流量1,000m³/s 超えたとき	:		:																																																																																																																																					
(5)	..					放流量1,500m³/s なったとき	:		:																																																																																																																																					
(6)	..					放流量2,000m³/s 超えたとき	:		:																																																																																																																																					
(7)	..					放流量2,500m³/s 超えたとき	:		:																																																																																																																																					
(8)	..					放流量3,000m³/s ・なったとき ・超えたとき	:		:																																																																																																																																					
(9)	..					放流量3,400m³/s なったとき	:		:																																																																																																																																					
(10)	..						:		:																																																																																																																																					
③	放流終了	城山ダムは_____日_____時_____分にゲートからの放流を終了しました。																																																																																																																																												



第4号様式C（異常洪水時防災操作に関すること）
城山ダム放流連絡書

機関名

年 月 日

番号	種別	内容	摘要	発信機関			通知機関		
				通知時刻	発信者	受信者	通知時刻	発信者	受信者
①-1	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 事前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
①-2	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 事前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
①-3	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 見込み情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。 移行する場合は、おおむね3時間前に通知します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	計画規模を超える ダム流入量が予測 されるため。	:			:		
②-1	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 3時間前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行します。 移行する場合は、おおむね1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい内容を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	計画規模を超える ダム流入量が予測 されるため。	:			:		
②-2	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 見送り	____月____日____時____分に通知した 異常洪水時防災操作3時間前通知を見送ります。 異常洪水時防災操作の可能性は引き続きありますので、移行する場合は、おおむね 1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	想定より降雨量が 少なかったため。	:			:		
③-1	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 1時間前	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 異常洪水時防災操作に移行します。 移行する場合は、ただちに通知します。 ファックスでも詳しい内容を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	計画規模を超える ダム流入量が予測 されるため。	:			:		
③-2	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 見送り	____月____日____時____分に通知した 異常洪水時防災操作1時間前通知を見送ります。 異常洪水時防災操作の可能性は引き続きありますので、移行する場合は、おおむね 1時間前に通知します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	想定より降雨量が 少なかったため。	:			:		
④	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 中止	____月____日____時____分に通知した異常洪水時防災操作を中止します。 河川水位は引き続き高い状態が続きますので注意してください。 ファックスでも詳しい情報を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	想定より降雨量が 少なかったため。	:			:		
⑤	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 移行	城山ダムは ____月____日____時____分から、異常洪水時防災操作に移行しました。 ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量が更に増加し、氾濫の危険があります。 ファックスでも詳しい内容を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	計画規模を超える ダム流入量のため。	:			:		
⑥	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 継続中 ※必要に応じて	城山ダムの ____月____日____時____分時点の ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量がさらに増加し、氾濫の危険があります。 ファックスでも詳しい情報を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	ダム流入量の増加 により、放流量が さらに増えるため。	:			:		
⑦	緊急放流 (異常洪水時 防災操作) 解除	城山ダムは ____月____日____時____分に 異常洪水時防災操作を解除しました。 ゲートからの放流はしばらく継続します。 ファックスでも詳しい情報を送付しています(します)ので確認してください。 城山ダムは	ダム流入量が計画 最大放流量を下 回ったため。	:			:		

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム下流(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

次の連絡先がある機関はFAXの到着を待たずに電話連絡を進めてください。

第4号様式D（事前放流及び特例操作に関すること）
城山ダム放流連絡書

機関名

番号	種別	内容	摘要	年 月 日					
				発信機関			通知機関		
				通知時刻	発信者	受信者	通知時刻	発信者	受信者
①	事前放流 事前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 予備放流完了後、事前放流へ移行する予定です。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
②	事前放流 開始	城山ダムは ____月____日____時____分から 事前放流を開始しました。	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
③	特例操作 事前情報	城山ダムは ____月____日____時____分頃から 特例操作へ移行します。 最大放流量を従来の3,000m ³ /sから、3,400m ³ /sに引き上げます。 ファックスでも詳しい内容を通知しています（します）ので確認してください。	計画規模を超える ダム流入量となる おそれがあるため。	:			:		
④	特例操作 移行	城山ダムは ____月____日____時____分から、特例操作に移行（開始）しました。 ダムからの放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水位が上昇しますので、たいへん危険です。川には絶対に近づかないでください。	計画規模を超える ダム流入量のため。	:			:		
⑤	特例操作 解除	城山ダムは ____月____日____時____分に 特例操作を解除（終了）しました。 ゲート放流はしばらく継続します。	ダム流入量が計画 最大放流量を下 回ったため。	:			:		

※特例操作とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ピーク時の洪水調節容量を温存するため、洪水調節の早い段階から先行的に放流量を増加し、最大3,400m³/sの放流を行う操作のことです。

※城山ダムの計画最大流入量は4,100m³/s、計画最大放流量は3,000m³/sです。

次の連絡先がある機関はFAXの到着を待たずに電話連絡を進めてください。

至急 城山ダム

【重要情報 緊急放流(異常洪水時防災操作) 事前情報】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する連絡>

城山ダム（神奈川県相模原市）における予測では、計画規模を超えるダム流入量となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が計画最大放流量（3,000m³/s）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があります。

ダム上流域予測総雨量〇〇〇mm（〇月〇日〇時～〇月〇日〇時）

予測ダム最大流入量〇〇〇m³/s（〇月〇日〇時〇分）

緊急放流移行時間 〇月〇日〇時頃予定

（〇月〇日〇時現在）

今後のダム情報、気象情報等に注意してください。

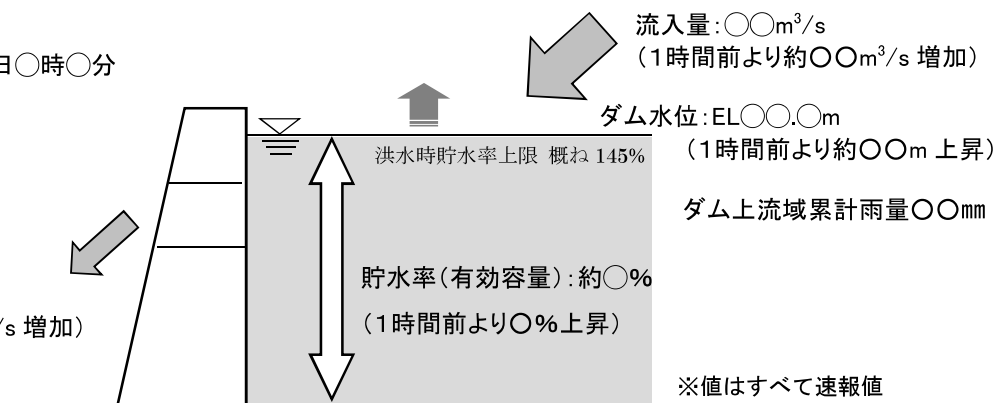
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル3相当

- ・ 緊急放流に移行する可能性あり
- ・ 高齢者等避難の措置が必要

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県国土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要情報 緊急放流(異常洪水時防災操作) 見込み情報】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する連絡>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、計画規模を超えるダム流入量が予測されダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が計画最大放流量（3,000m³/s）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があります。

移行する場合は、おおむね3時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

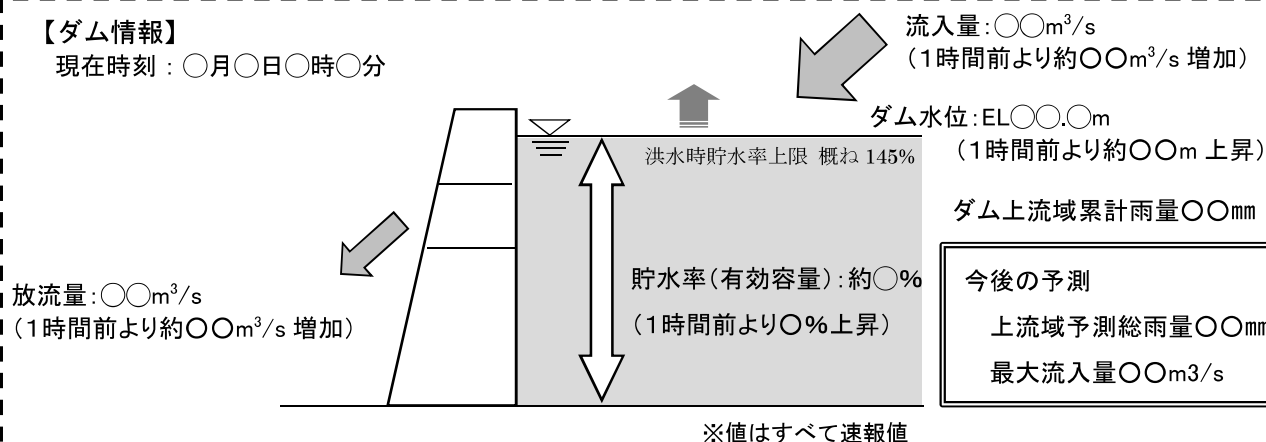
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 3時間前】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

今後、計画規模を超えるダム流入量（4,100m³/s）が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が計画最大放流量（3,000m³/s）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

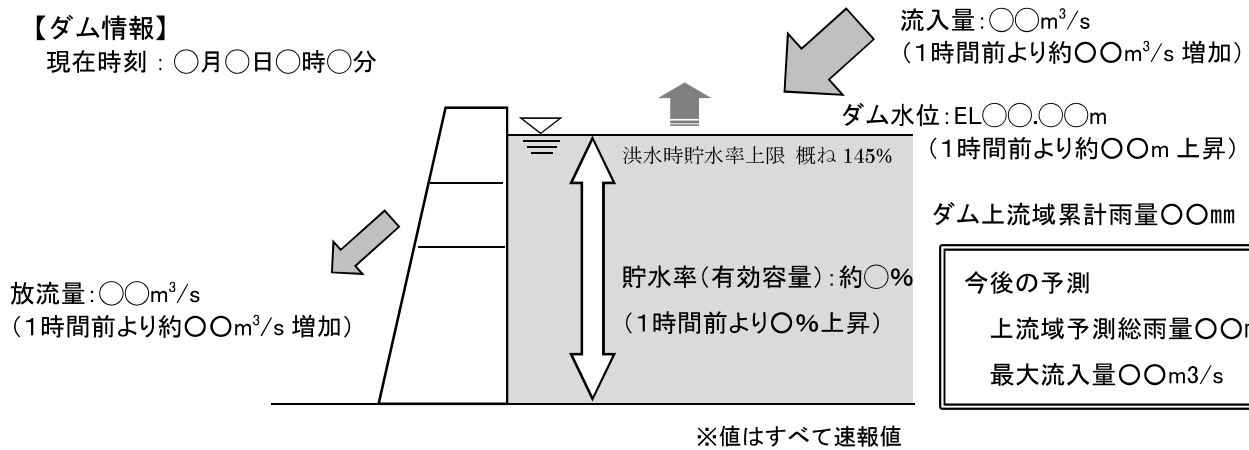
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土木整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 1時間前】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空き容量が減少しています。

今後、計画規模を超えるダム流入量（4,100m³/s）が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が計画最大放流量（3,000m³/s）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

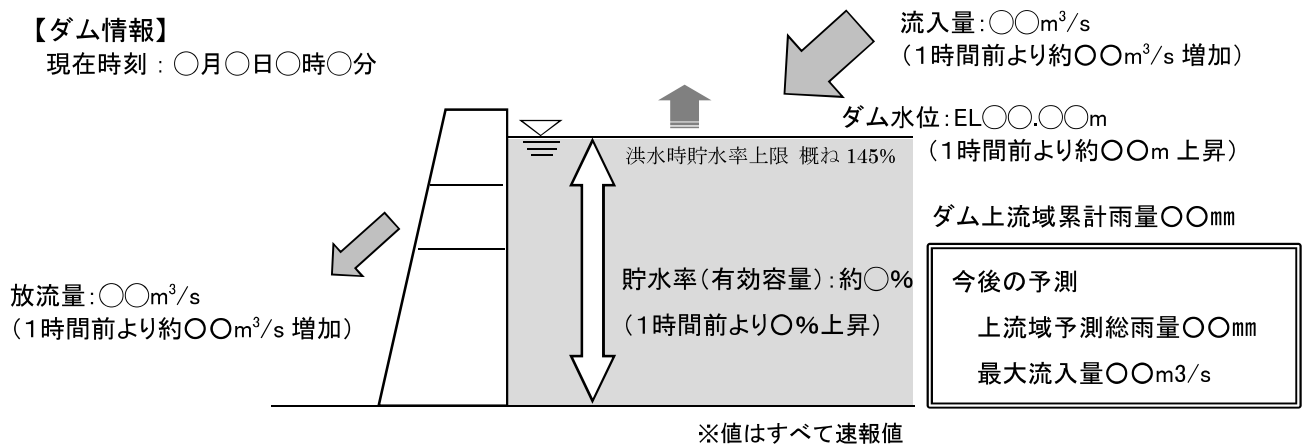
※今後の降雨等の状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急

城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 見送り】

〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

＜ダム操作に関する通知＞

城山ダム（神奈川県相模原市）では、緊急放流(異常洪水時防災操作)の予告を行いましたが、想定より降雨量が少なかったため、緊急放流(異常洪水時防災操作)への移行を見送ります。

緊急放流(異常洪水時防災操作)の可能性は引き続きありますので、今後のダム情報に注意してください。

移行する場合は、おおむね1時間前に事前通知をします。

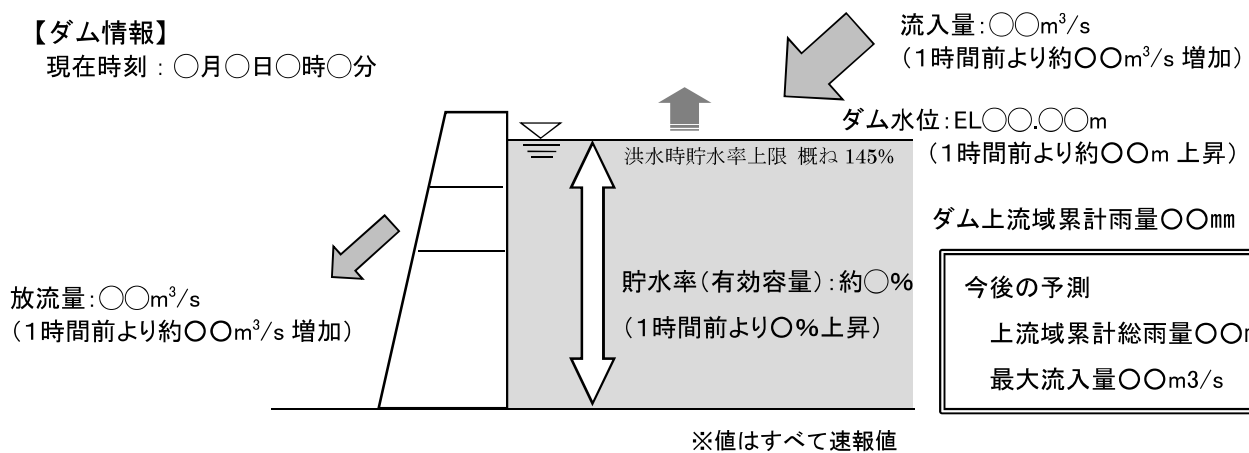
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要です。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土木整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

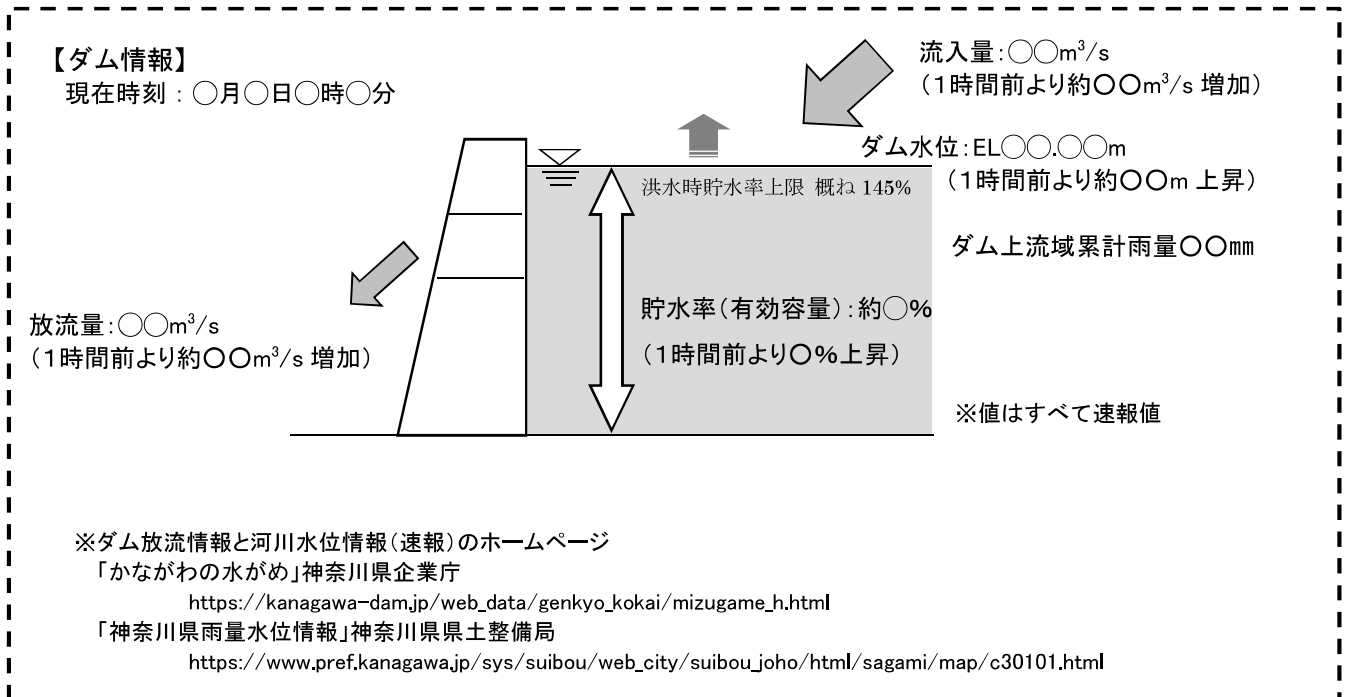
城山ダム

緊急放流(異常洪水時防災操作) 中止の情報

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
 城山ダム管理事務所
 〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム(神奈川県相模原市)では、緊急放流(異常洪水時防災操作)の通知を行いました
 が、想定より降雨量が少なかったため緊急放流への移行を中止します。
 なお、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。



※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

至急 城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 移行】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、計画規模を超えるダム流入量（ $4,100\text{m}^3/\text{s}$ ）のため、ダムの空き容量が減少し、ダムに水を貯められなくなることから、〇月〇日〇時〇分から下流に流れる水量が計画最大放流量（ $3,000\text{m}^3/\text{s}$ ）を超える緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行しました。

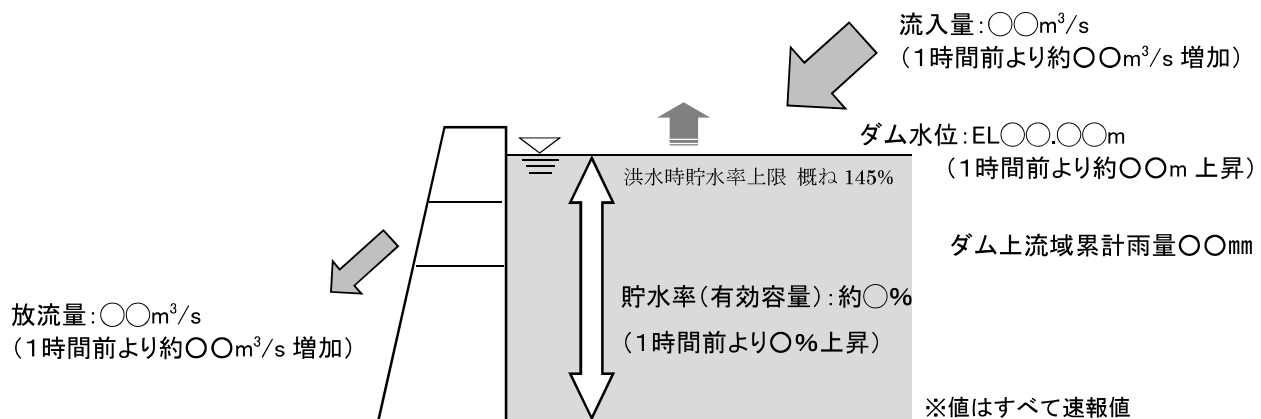
警戒レベル4相当

- ・ダムの下流の河川で更に水量が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要通知 緊急放流(異常洪水時防災操作) 継続】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する通知>

城山ダム（神奈川県相模原市）では、現在、緊急放流(異常洪水時防災操作)を行っていますが、流入量が増加しているため引き続き放流量を増量しています。

下流に流れる水量がさらに増えるため、氾濫による甚大な被害が予測されます。

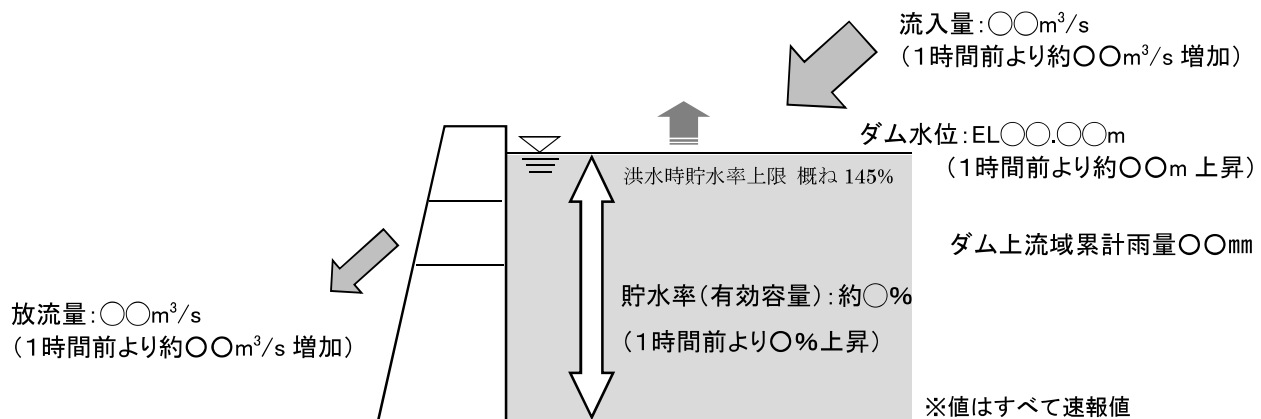
警戒レベル4相当

- ・ダムの下流の河川で更に水量が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土木整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

城山ダム緊急放流(異常洪水時防災操作) 終了の情報

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
 城山ダム管理事務所
 〇〇

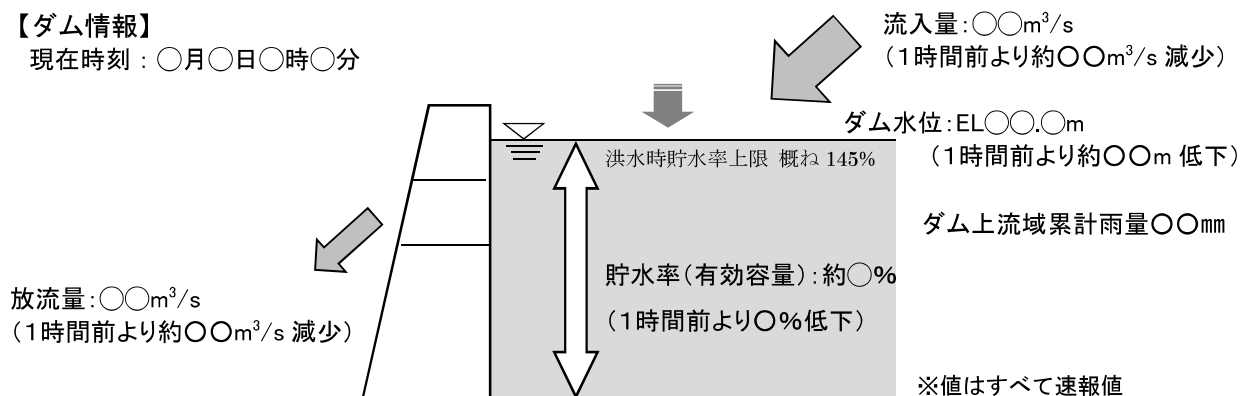
<ダム操作に関する連絡>

城山ダム(神奈川県相模原市)では、流入量が計画最大のダム流下量(計画最大放流量 3,000m³/s)を下回ったため、〇月〇日〇時〇分に緊急放流(異常洪水時防災操作)を終了しました。

今後、ダム流下量(放流量)を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

【ダム情報】

現在時刻: 〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※緊急放流(異常洪水時防災操作)とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量(放流量)を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

至急 城山ダム

【重要情報 事前放流 事前情報】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する連絡>

城山ダム（神奈川県相模原市）における予測では、計画規模を超えるダム流入量となるおそれがあるため、〇月〇日〇時〇分頃から、予備放流完了後、事前放流へ移行する予定です。

今後の防災操作（洪水調節）に備えて、貯水位をEL112.5mに低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する容量を拡大します。

ダム上流域予測総雨量〇〇〇mm（〇月〇日〇時～〇月〇日〇時）

予測ダム最大流入量〇〇〇m³/s（〇月〇日〇時〇分）

事前放流水位（EL112.5m）に低下する時間 〇月〇日〇時頃予定

（〇月〇日〇時現在）

今後のダム情報、気象情報等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

【ダム情報】

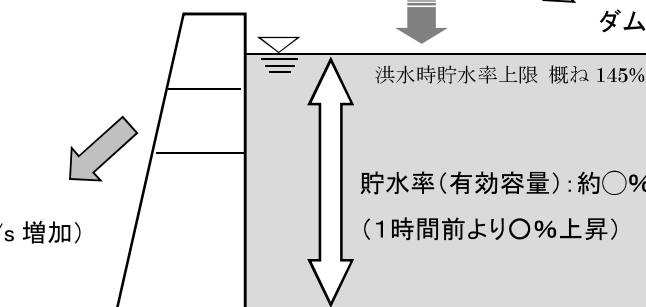
現在時刻：〇月〇日〇時〇分

流入量：〇〇m³/s
（1時間前より約〇〇m³/s 増加）

ダム水位：EL〇〇.〇m
（1時間前より約〇〇m 上昇）

ダム上流域平均雨量〇〇mm

放流量：〇〇m³/s
（1時間前より約〇〇m³/s 増加）



※値はすべて速報値

※ダム放流情報と河川水位情報（速報）のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。（受信確認不要）

至急 城山ダム

【重要情報 特例操作 事前情報】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
城山ダム管理事務所
〇〇

<ダム操作に関する連絡>

城山ダム（神奈川県相模原市）における予測では、計画規模を超えるダム流入量となるおそれがあるため、下流に危険を及ぼさない範囲で、通常の洪水調節操作から、以下の操作に移行し、ダムの水位上昇を抑制し、洪水調節容量を確保します。

- ・ 洪水調節開始後の放流量について、流入量を超えない範囲で、ゲートの放流能力の限度量まで引き上げます。
- ・ 最大放流量を従来の 3,000 m³/s から 3,400 m³/s に引き上げます。

ダム上流域予測総雨量〇〇〇mm（〇月〇日〇時～〇月〇日〇時）

予測ダム最大流入量〇〇〇m³/s（〇月〇日〇時〇分）

放流量が 3,000 m³/s を超え、3,400 m³/s に達する時間 〇月〇日〇時頃予定

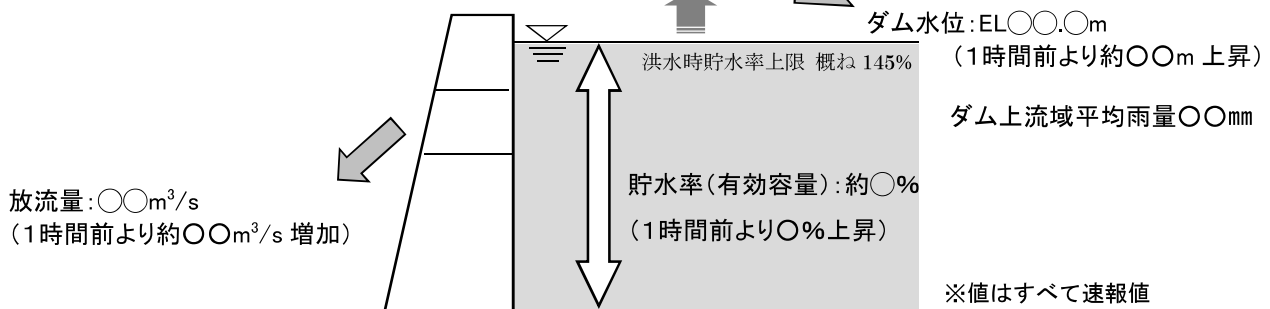
（〇月〇日〇時現在）

今後のダム情報、気象情報等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム放流情報と河川水位情報(速報)のホームページ

「かながわの水がめ」神奈川県企業庁

https://kanagawa-dam.jp/web_data/genkyo_kokai/mizugame_h.html

「神奈川県雨量水位情報」神奈川県土整備局

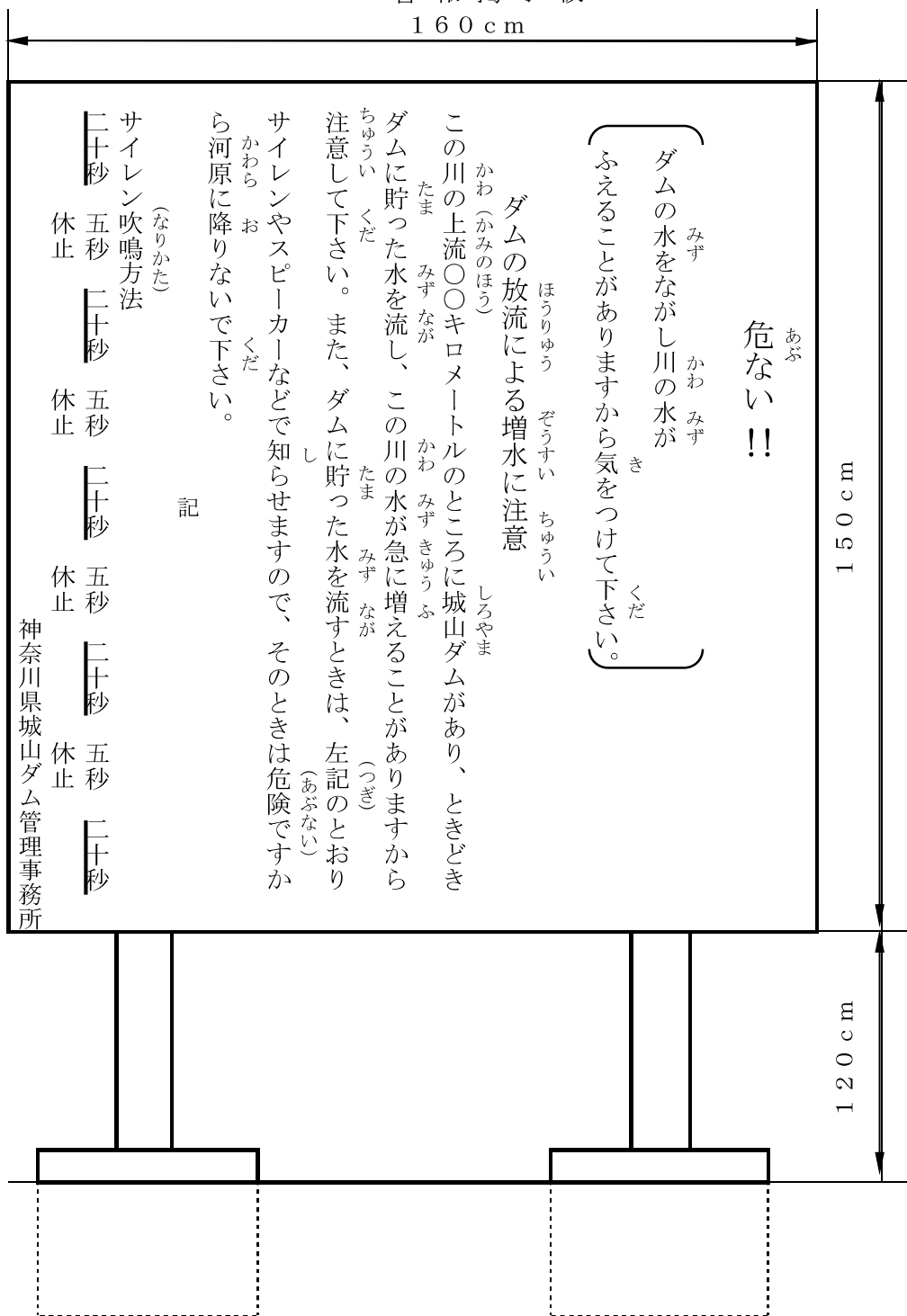
https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sagami/map/c30101.html

※特例操作とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ピーク時の洪水調節容量を温存するため、洪水調節の早い段階から先行的に放流量を増加し、最大 3,400m³/s の放流を行う操作のことです。

城山ダム管理事務所から全機関に一括送信しています。(受信確認不要)

警報掲示板

160cm



(注) 危険!! は朱色、その他は黒色の文字

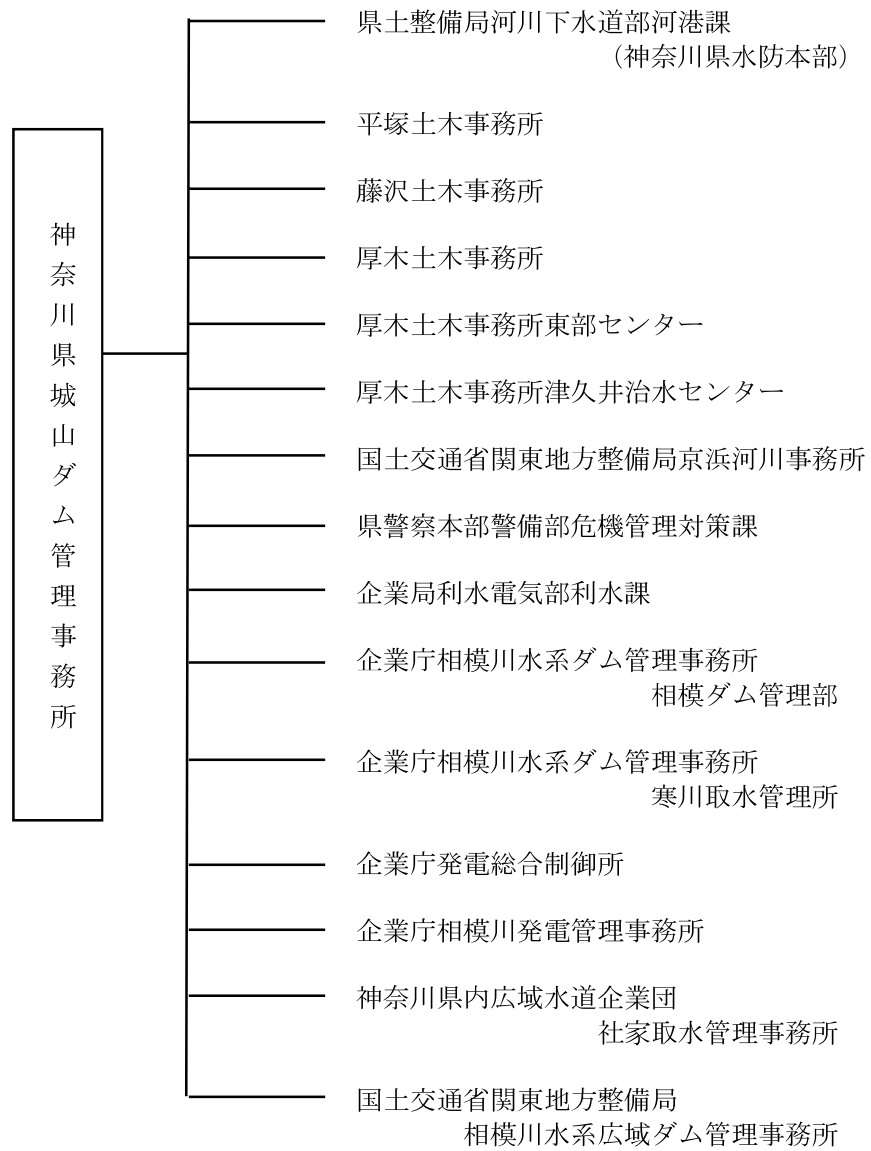
別表第1

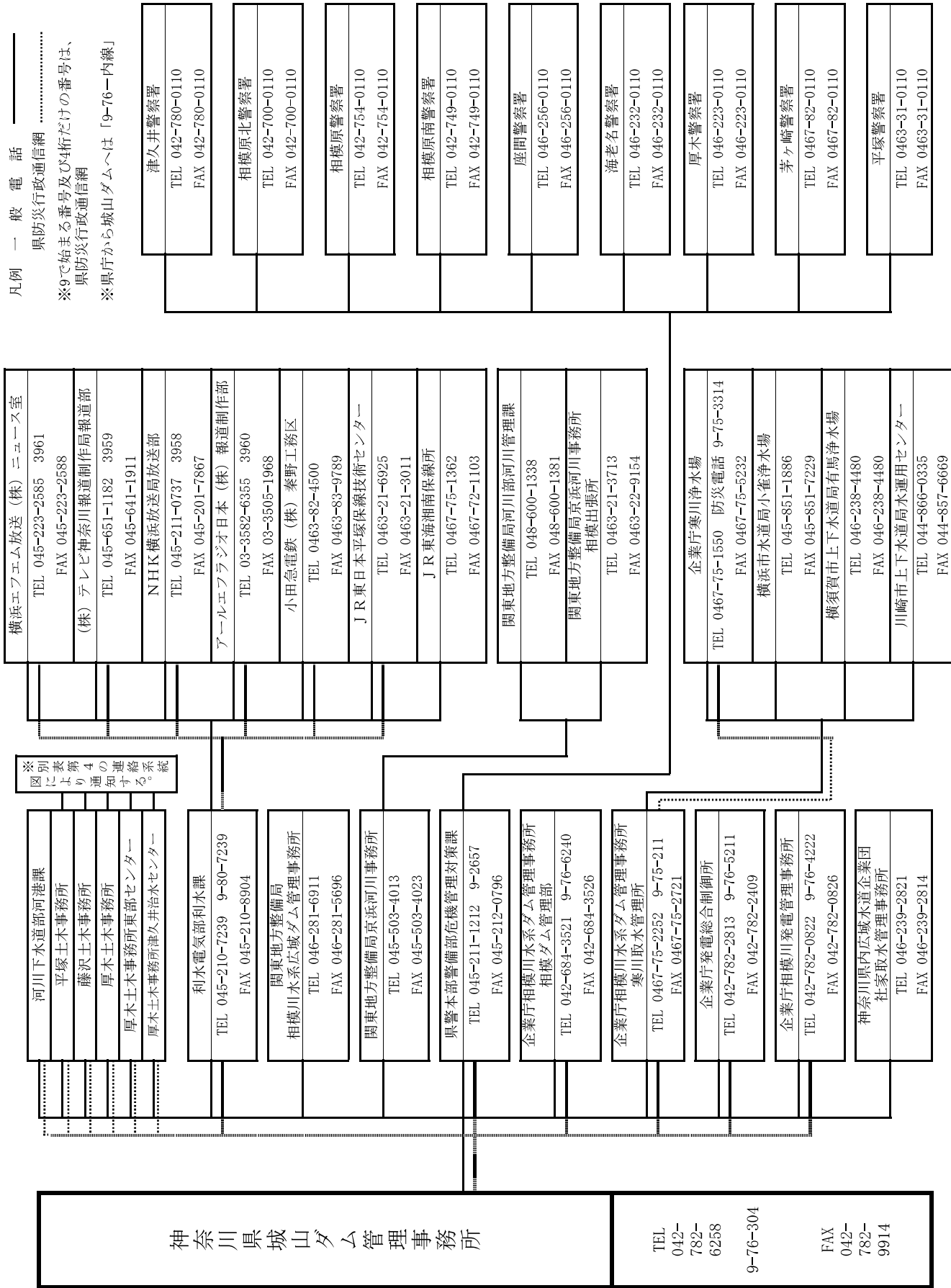
放流警報施設一覧表

No	名称	設置場所			設置場所				摘要
		所在地	右岸	左岸	サイレン	スピーカー	電光表示板	赤色回転灯	
1	城山	相模原市緑区城山		○	◎	○		○	ダム上に設置
2-1	小倉	相模原市緑区谷ヶ原 2-711-1		○	○	○	△	○	
2-2	小倉	相模原市緑区小倉字宮原 387-1	○					○	電光表示補助板有り
3	葉山島	相模原市緑区小倉 1,439	○		○	○	△	○	
4	大島	相模原市緑区大島字中ノ原 2,550-1		○	○	○	△	○	
5	清水	相模原市緑区葉山島字清水 550-1	○		○	○		○	
6	高田橋	相模原市緑区小倉字三栗山 1,907-554	○		○	○	△	○	
7	望地	相模原市中央区田名字望地 2,835-44		○	○	○	△	○	
8	上依知	厚木市上依知 2,926-1	○		○	○	△	○	
9-1	昭和橋	相模原市南区当麻		○	○	○			
9-2	昭和橋	厚木市上依知字中河原 2,849	○			○	△	○	
10	猿ヶ島	厚木市上依知字西河原 2847-12	○		○	○		○	
11-1	磯部	相模原市南区磯部 449-9		○	○	○			
11-2	磯部	相模原市南区磯部		○			△	○	
12	新戸	相模原市南区新戸下見沢 496-5		○	○	○	△	○	
13	座間	座間市新田宿 1,903-1		○	○	○	△	○	
14	新相模大橋	厚木市下依知	○		○	○	△	○	
15	金田	厚木市金田新白鳥 1520-2	○		○	○	△	○	
16	厚木	厚木市金田 947-1	○		●	○	△	○	
17	海老名	海老名市中新田		○	○	○	△	○	
18	中新田	海老名市社家 4,032-1		○	○	○	△	○	
19	社家	海老名市社家字湘築 4,587		○	○	○		○	
20	相川	厚木市酒井 2,602 の 2	○		○	○	△	○	
21	大神	平塚市大神 3,454-1	○		○	○	△	○	
22	寒川堰	高座郡寒川町宮山		○	◎	○	○	○	
23	四之宮	平塚市四之宮	○		○	○		○	
24	平塚	平塚市須賀 2,732 のイ		○	○	○		○	
25	須賀	平塚市千石河岸 64-1	○		○	○	△	○	
1 ～ 108	警報揭示板	城山ダムから相模川河口までの区間	57 か 所	51 か 所	河川法施行規則別記様式第 14 による。				

※サイレン吹鳴方法 停電時もサイレン吹鳴 ◎ 停電時は擬似音吹鳴 ○
サイレンの代わりに擬似音吹鳴 ● 吹鳴設備のない箇所 空欄
※電光表示板 停電時にも作動 ○ ・ 停電時消灯 △

放 流 通 知 機 関





城山ダム放水流通通知連絡系統図(水防関係)

令和5年4月1日

神奈川県城山ダム管理事務所

TEL 042-782-6258
9-76-304
FAX 042-782-9914

県土整備局河川下水道部河港課
TEL 045-210-6491 9-80-6491
(夜間休日) ダム水防担当職員携帯
FAX 045-210-8897

平塚土木事務所(水防支部)
(水防時) 0463-22-2711 (内) 4251
(時間内) 0463-22-2711 (内) 4202
(IP) 9-2603
(閉域スマホ) 9-3723、3724
(夜間休日) 0463-22-2715 (警備員)
FAX 0463-24-0488

藤沢土木事務所(水防支部)
(水防時) 0466-28-1299 (直)
0466-26-2111 内490
(時間内) 0466-26-2111 (内) 453
(IP) 9-2604
(閉域スマホ) 9-3725、3726
(夜間休日) 0466-26-2114 (警備員)
FAX 0466-26-4853

厚木土木事務所(水防支部)
(水防時) 046-223-1711 (内) 283
(時間内) 046-223-1711 (内) 253
(IP) 9-2606
(閉域スマホ) 9-3729、3730
(夜間休日) 046-223-1711 (警備員)
FAX 046-222-7259

厚木土木事務所
東部センター(水防支部)
(水防時) 0467-79-2894、2895
(時間内) 0467-79-2848、2849
(IP) 9-2607
(閉域スマホ) 9-3731、3732
(夜間休日) 0467-79-2800 (警備員)
FAX 0467-76-6788

厚木土木事務所
津久井治水センター(水防支部)
(水防時) 042-784-1111 (内) 540-544
(時間内) 042-784-1111 (内) 461
(IP) 9-2608、2609
(閉域スマホ) 0-3733、3734
(夜間休日) 042-784-1111 (警備員)
FAX 042-784-7696

平塚市水防本部
(市長室災害対策課)
TEL 0463-21-9734 9-2050
(夜間休日) 0463-23-1111 (守衛室)
FAX 0463-21-1525

寒川町(町民安全課)
TEL 0467-74-1111 9-3210
(夜間休日) 0467-74-1111 (守衛室)
FAX: 0467-74-2833

茅ヶ崎市水防本部(消防本部)
TEL 0467-85-4591 9-2092
FAX 0467-85-1112

厚木市水防本部(消防本部)
TEL 046-221-2331 9-2130
FAX 046-224-5370

愛川町水防本部(危機管理室)
TEL 046-285-3131 9-2320
FAX 046-285-4091

海老名市水防本部
(市長室危機管理課)
TEL 046-231-0355 9-2160
FAX 046-231-2343

座間市水防本部(消防本部)
046-256-2211 9-2170
FAX 046-256-2215

相模原市水防本部
(危機管理局緊急対策課)
TEL 042-751-9128 9-3030
FAX 042-751-9112

平塚市消防本部
TEL 0463-21-3240 9-2051
FAX 0463-24-0119
平塚市漁業協同組合
TEL 0463-21-0146
相模川第二漁業協同組合平塚支部

相模川第二漁業協同組合寒川茅ヶ崎支部

相模川第二漁業協同組合
TEL 046-241-2535
厚木観光漁業協同組合

小沢頭首工土地改良区連合

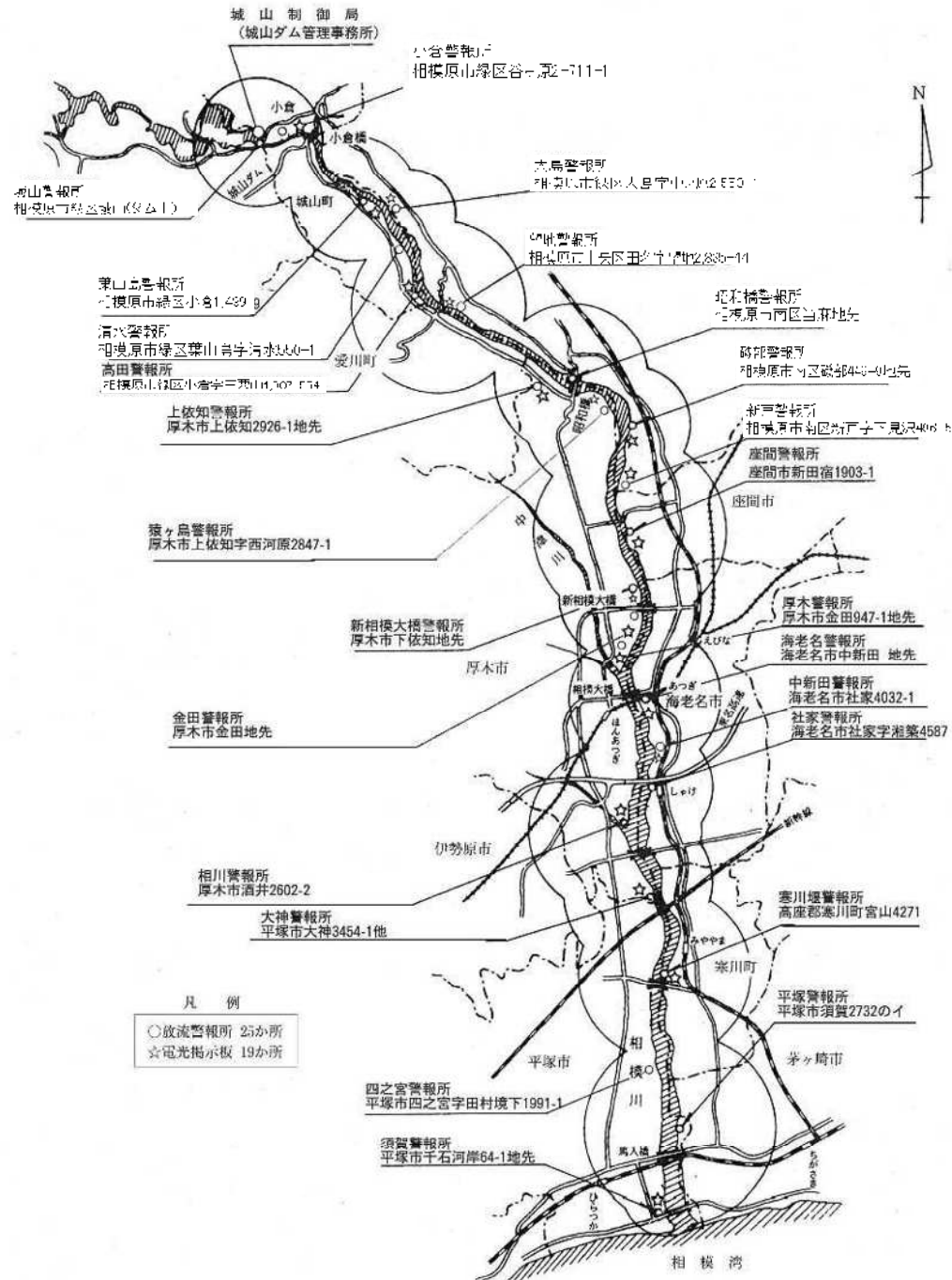
相模川左岸土地改良区
TEL 046-231-3247

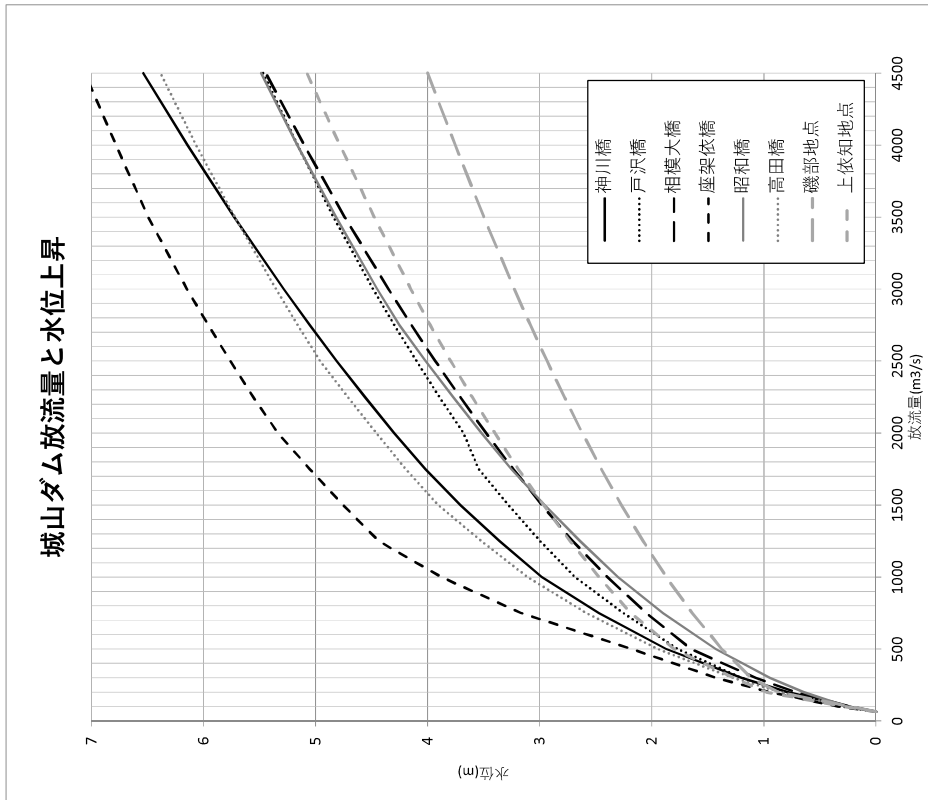
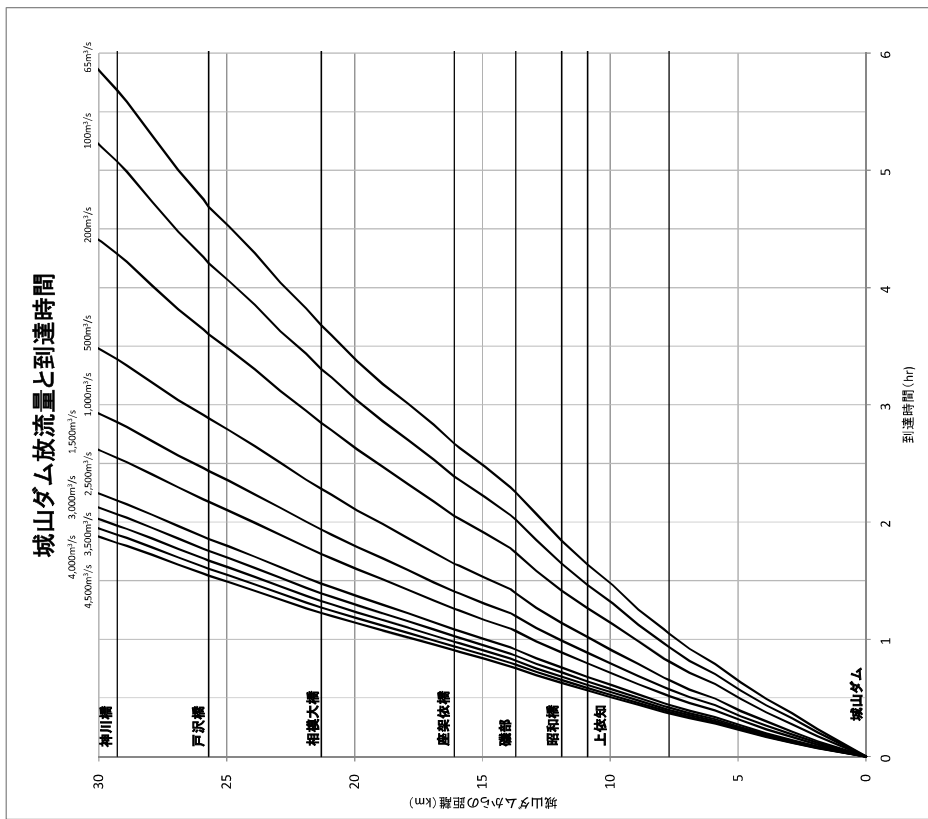
諏訪森下水組合
相模川第一漁業協同組合
TEL 042-763-2726
相模川漁業協同組合
TEL 090-8878-5523
相模原用水組合連合会
津久井漁業協同組合
葉山高開拓事業組合

凡例 一般電話 _____
県防災行政通信網
※9で始まる番号及び04桁だけの番号は
県防災行政通信網
※県庁から城山ダムへは「9-76-内線」

別図第1

城山ダム放流警報施設位置図





到達時間及び水位上昇は河川各地点の形状等によって著しく変化するので、推定することは困難である。
 本図は河川各地点の断面を使いダム放流量とダム下流との関係を求めた概算値である

宮ヶ瀬ダム操作規則

第1章 総 則

第1章 総 則

（通則）

第1条 宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬本ダム及び宮ヶ瀬副ダム（以下「ダム」という。）並びに道志導水路及び津久井導水路（以下「導水路」という。）をいう。）の操作については、この規則に定めるところによる。

（ダム用途）

第2条 宮ヶ瀬ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道水の供給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の宮ヶ瀬本ダム貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

（洪水期及び非洪水期）

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの間

（水位）

第5条 宮ヶ瀬本ダム貯水池の水位（以下「水位」という。）は、宮ヶ瀬本ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。宮ヶ瀬副ダム貯水池の水位は、宮ヶ瀬副ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第6条 宮ヶ瀬本ダム貯水池の常時満水位は、標高286.0メートルとし、非洪水時（流入量が毎秒100立方メートル未満であるときをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第7条 宮ヶ瀬本ダム貯水池のサーチャージ水位は、標高286.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

（制限水位）

第8条 洪水期における宮ヶ瀬本ダム貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高275.5メートルとし、第17条の規定による洪水調節を行う場合及び第19条の規定による洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（予備放流水位）

第9条 非洪水期における宮ヶ瀬本ダム貯水池の予備放流水位は、標高284.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 第17条の規定による洪水調節は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高275.5メートルから標高286.0メートルまでの容量45,000,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高284.0メートルから標高286.0メートルまでの容量9,162,000立方メートル

2 第19条の規定による洪水に達しない流水の調節は、洪水期において、宮ヶ瀬本ダムの標高275.5メートルから標高286.0メートルまでの容量45,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートルのうち、最大19,800,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートルのうち、最大22,200,000立方メートル

(水道用水の供給のための利用)

第12条 水道用水の供給は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートルのうち、最大118,200,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートルのうち、最大160,800,000立方メートル

(発電のための利用)

第13条 発電は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。ただし、発電のための利用は、流水の正常な機能の維持のための利用及び水道用水の供給のための利用に支障を与えないように行うものとする。

また、津久井導水路による導水を行う期間においては、宮ヶ瀬副ダム貯水池の水位を標高145.5メートルより低下させてはならない。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートル

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 相模川水系広域ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関東地方整備局、神奈川県県土整備部、神奈川県企業庁、横浜地方気象台、その他

細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

- 二 ダム及び導水路に係わるゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

（予備放流）

第16条 所長は、非洪水期において洪水調節を行う必要が生じると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒100立方メートルを限度として放流を行うことができる。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

（洪水調節）

第17条 所長は、流入量が洪水量に達した以降は、次の各号の期間にあつては、当該各号に掲げるゲート等の開度によりゲート等の開度を一定とし洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

- 一 洪水期 制限水位において、毎秒100立方メートルの流量を放流するゲート等の開度。
- 二 非洪水期 予備放流水位において、毎秒100立方メートルの流量を放流するゲート等の開度。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後、又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期にあつては制限水位を超えているときは制限水位に低下させるため、洪水調節中の最大放流量を限度としてダムから放流しなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

（洪水に達しない流水の調節）

第19条 所長は、洪水期において気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第20条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第21条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別な定めがある場合のほか、次の各号に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 二 第31条の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため、特に必要があるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の各号に該当する場合の放流量の限度は、毎秒100立方メートルとする。

（放流の原則）

第22条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（放流量）

第23条 ダム及び津久井導水路から放流を行う場合の放流量の総和は、この規則に特別

な定めがある場合にあつては当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量からそれぞれ愛川第2発電所の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第24条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めた場合には、次の各号に定める水量を確保できるよう、必要な流水をダム及び津久井導水路から放流しなければならない。

- 一 宮ヶ瀬副ダム直下流地点において、別表第1に掲げる水量。
- 二 小倉地点において別表第2に掲げる水量。
- 三 寒川取水堰下流地点において、毎秒8.0立方メートルの水量。

2 所長は、前項第二号及び第三号の放流にあつては、城山ダム及び相模ダムと協同して行うものとする。

(水道用水の供給のための放流)

第25条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、相模大堰地点において別表第3に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダム及び津久井導水路から放流しなければならない。

2 所長は、前項の放流にあつては、城山ダム及び相模ダムと協同して行うものとする。

(放流量の決定)

第26条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流を行おうとする場合は、愛川第1発電所及び愛川第2発電所（以下「発電所」という。）の使用水量を確認して放流時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合において、当該ダムからの放流が第21条第1項、第24条及び第25条の規定による放流であるときは、あらかじめ神奈川県企業庁に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるための措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第28条 ダム及び導水路による放流等を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第6章 導水路の操作

(道志導水路の操作)

第29条 所長は、導水の必要があると認める場合、道志川鮑子地点の流量が毎秒2.5立方メートルを上回る範囲において最大毎秒20立方メートルを限度として道志導水路により導水するものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

2 所長は、前項の導水量を決定しようとする場合においては、あらかじめ時期及び流量等を神奈川県企業庁に連絡するものとする。

3 第1項の規定による道志導水路による導水は、次の各号に掲げる場合に停止しなければならない。

- 一 洪水期においては、水位が制限水位を超えると予想されるとき。
- 二 非洪水期においては、水位が常時満水位を越えると予想されるとき。
- 三 その他必要があると認めるとき。

(津久井導水路の操作)

第30条 所長は、第24条第2項及び第25条第2項のために必要と認める場合、最大毎秒40立方メートルを限度として津久井導水路により導水するものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

2 所長は、前項の導水量を決定しようとする場合においては、あらかじめ時期及び流量等を神奈川県企業庁に連絡するものとする。

3 第1項の規定による津久井導水路による導水は、次の各号に掲げる場合に停止しなければならない。

- 一 洪水期においては、城山ダム貯水池の水位が制限水位を超えると予想される時。
- 二 非洪水期においては、城山ダム貯水池の水位が常時満水位を越えると予想される時。
- 三 その他必要があると認めるとき。

第7章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第31条 所長は、細則で定めるところにより、ダムの本体、ダムの貯水池及びダムに係る施設等並びに導水路及び導水路に係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第32条 所長は、細則で定めるところにより、ダム及び導水路を操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第33条 所長は、ゲート等を操作し、第31条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。

第8章 雑 則

(緊急時の措置)

第34条 所長は、神奈川県城山ダム管理事務所長若しくは神奈川県企業庁利水局城山事務所長又は神奈川県企業庁利水局津久井事務所長から相模川水系ダム群の管理に関する協定書（平成13年2月28日付け）第3条に基づく要請に速やかに協力するものとする。

(細則)

第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、関東地方整備局長が定める。

附則

この規則は、平成13年12月10日から適用する。

別表第1（第24条関係） （単位：毎秒立方メートル）

月	1～4	5	6～9	10～12
水量	2.00	3.50	5.00	2.00

別表第2（第24条関係） （単位：毎秒立方メートル）

月	1～3	4	5	6	7	8	9	10～12
水量	10.00	10.52	13.88	18.99	17.38	17.38	13.97	10.00

別表第3（第25条関係） （単位：毎秒立方メートル）

月	1～3	4～5	6	7～9	10	11～12
水量	12.04	12.79	14.30	15.05	13.55	12.79

資料6（第5章第2関係）
（その2）

宮ヶ瀬ダム操作細則

〔抜粋：第1条～第14条〕

（通則）

第1条 宮ヶ瀬ダムの操作については、宮ヶ瀬ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるほか、この細則の定めるところによる。

（流入量）

第2条 規則第3条に規定する流入量は、貯水池の水位上昇又は低下の時間的割合から次式によって算定するものとする。

$$Q = \frac{V + V'}{T}$$

Q：流入量（単位：1秒間につき立方メートル）

T：単位時間（単位：秒）

V：単位時間に増減した貯留量（単位：立方メートル）

V'：単位時間に放流を行った総放流量（単位：立方メートル）

（洪水警戒体制）

第3条 規則第14条第2項に規定するその他細則に定める場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 台風の中心が東経132度から141度の範囲において、北緯30度に達し、接近するおそれがあるとき。
 - 二 宮ヶ瀬ダム流域内の総雨量が100ミリメートルを超えると予想される時。
 - 三 貯水位が、規則第8条の規定にする制限水位を越えると予想される時。
- 2 相模川水系広域ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第14条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

（関係機関）

第4条 規則第15条第一号に規定するその他の細則に定める関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第1に掲げる機関とする。

（洪水警戒体制の解除）

第5条 所長は、流入量が毎秒100立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合は、規則第20条の規定により洪水警戒体制を解除するものとする。

- 2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、規則第15条第一号に規定する関係機関に連絡するものとする。

（貯留された流水を放流することができる場合）

第6条 規則第21条第1項第三号に規定する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

- 一 宮ヶ瀬本ダム及び宮ヶ瀬副ダム（以下「ダム」という。）本体及び貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。
- 二 堤体に異常が生じたとき。
- 三 その他特に必要があるとき。

（放流の原則）

第7条 所長は、規則第22条の規定により、ダムから放流を行う場合は、一回のゲート操作と次のゲート操作との最小時間間隔を10分とし、一回のゲート操作による放流量を当該操

作前の放流に応じ次に掲げるところによらなければならない。

操作前の放流量 単位（1秒間につき立方メートル）	放流量の増加割合 単位（1秒間につき立方メートル）
0～ 7.0	1.0
7.0～ 27.0	2.5
27.0～ 45.0	4.5
45.0～ 60.0	5.0
60.0～100.0	10.0

- 2 所長は、規則第22条の規定により津久井導水路から放流を行う場合は、一回ゲート操作と次のゲート操作との最小時間間隔を15分とし、一回のゲート操作による放流量を当該操作前の放流量に応じ、次に掲げるところによらなければならない。

操作前の放流量 単位（1秒間につき立方メートル）	放流量の増加割合 単位（1秒間につき立方メートル）
0～ 2.0	2.0
2.0～ 4.0	1.0
4.0～10.0	3.0
10.0～15.0	5.0
15.0～29.0	7.0
29.0～40.0	11.0

- 3 所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合は、前2項の規定にはよらないで放流を行うことができる。

（局長の承認事項）

第8条 所長は、規則第17条ただし書き、規則第18条ただし書き、規則第29条第1項ただし書き、規則第29条第3項ただし書き、規則第30条第1項ただし書き、規則第30条第3項ただし書き並びに前条第3項の規定により放流を行うときは、ゲート等の操作方法について、あらかじめ、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を得なければならない。

（放流に関する通知等を行う場合）

第9条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第27条の規定により放流に関する通知及び一般に周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 ダム及び津久井導水路から放流を開始するとき。
- 二 規則第21条の規定により放流を行い、下流に急激な水位上昇が生じると予想されたとき。
- 三 第7条第3項の規定により放流を行う場合で、下流に急激な水位の変動が生じると予想されるとき。

（放流に関する通知の方法）

第10条 前条に規定する通知は、別表第2に掲げる関係機関に対して行うものとする。

- 2 前項の通知は、前条の各号の一の放流を行う約1時間前に行うものとする。

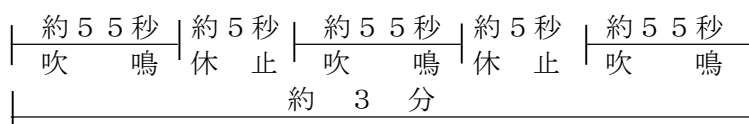
(放流に関する周知の方法)

第11条 第9条に規定する一般への周知は、警報局からの吹鳴及び放送並びに警報車により行うものとする。

(警報局からの吹鳴及び放送による周知の方法)

第12条 前条に規定する警報局からの吹鳴及び放送は、津久井導水路にあつては津久井、弁天橋、三ヶ木の各警報局。ダムにあつては次の各号に掲げる警報局において行うものとする。

- 一 第9条第一号に該当する場合は、石小屋警報局。
 - 二 第9条第二号に該当する場合は、石小屋警報局から本厚木警報局に至るまでの警報局。
 - 三 第9条第三号に該当する場合は、石小屋警報局から本厚木警報局に至るまでの警報局。
- 2 前項の吹鳴及び放送は、ダム及び津久井導水路からの放流により各警報局地点の水位の上昇が生じると予想される約30分前に行うものとする。
- 3 第1項に規定する吹鳴は、サイレン又はスピーカーによる疑似音によるものとし、その吹鳴方法は次のとおりとする。



- 4 第1項に規定する放送は、サイレン又はスピーカーによる疑似音の吹鳴の直前に行い水位の上昇の見込み等を周知させるものとする。

(警報車による周知の方法)

第13条 第11条に規定する警報車による周知は、第12条第1項の規定に相当する範囲について、各地点の水位が放流により上昇すると予想される約30分前に、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより放送を行い、ダムからの放流による水位の上昇の見込み等を周知させるものとする。
 - 二 前号のほか、必要に応じて警報車に設置したサイレンの吹鳴を行うものとする。
- 2 所長は、前号の周知を行うための経路をあらかじめ定めておかなければならない。

(貯水池運用の原則)

第14条 所長は、規則第24条第2項及び規則第25条第2項に規定する城山ダム及び相模ダムと協同して行う総合運用は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 宮ヶ瀬ダム、城山ダム、相模ダムにおいて別表3のとおり中間制限容量を設定するものとする。
- 二 城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以上あるときは、城山ダムまたは相模ダムにより補給するものとする。
- 三 宮ヶ瀬ダムの貯水量が中間制限容量130,000,000立法メートル以上であり、かつ、城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以下にあるときは、宮ヶ瀬ダムにより補給するものとする。
- 四 宮ヶ瀬ダムの貯水量が中間制限容量130,000,000立法メートル以下であり、かつ、城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以下にあるときは、その時点の貯留量の比により補給するものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

関係機関	所在地
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1
京浜河川事務所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2 - 1 8 - 1
神奈川県県土整備局	神奈川県横浜市中区日本大通 1
〃 厚木土木事務所	神奈川県厚木市田村町 2 - 2 8
〃 城山ダム管理事務所 (相模川水系ダム管理事務所)	神奈川県相模原市緑区城山 2 - 9 - 1
神奈川県企業庁発電総合制御所	神奈川県相模原市緑区川尻 4 4 5 4 - 3
〃 相模川水系ダム管理事務所 寒川取水管理所	神奈川県高座郡寒川町宮山 4 2 7 1
神奈川県内広域水道企業団 社家取水管理事務所	神奈川県海老名市社家 4 5 8 7

別表第 2（第 10 条関係）

関係機関	所在地
関東地方整備局河川部河川管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1
京浜河川事務所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2 - 1 8 - 1
神奈川県県土整備局河川下水道部 河川課	神奈川県横浜市中区日本大通 1
〃 厚木土木事務所	神奈川県厚木市田村町 2 - 2 8
〃 城山ダム管理事務所 (相模川水系ダム管理事務所)	神奈川県相模原市緑区城山 2 - 9 - 1
神奈川県企業庁発電総合制御所	神奈川県相模原市緑区川尻 4 4 5 4 - 3
〃 相模川水系ダム管理事務所 寒川取水管理所	神奈川県高座郡寒川町宮山 4 2 7 1
神奈川県内広域水道企業団 社家取水管理事務所	神奈川県海老名市社家 4 5 8 7
神奈川県警察本部	神奈川県横浜市中区海岸通 2 - 4
厚木警察署	神奈川県厚木市水引 1 - 1 1 - 1 0
愛川町消防本部	神奈川県愛甲郡愛川町角田 2 8 6 - 1
厚木市消防本部	神奈川県厚木市寿町 3 - 4 - 1 0